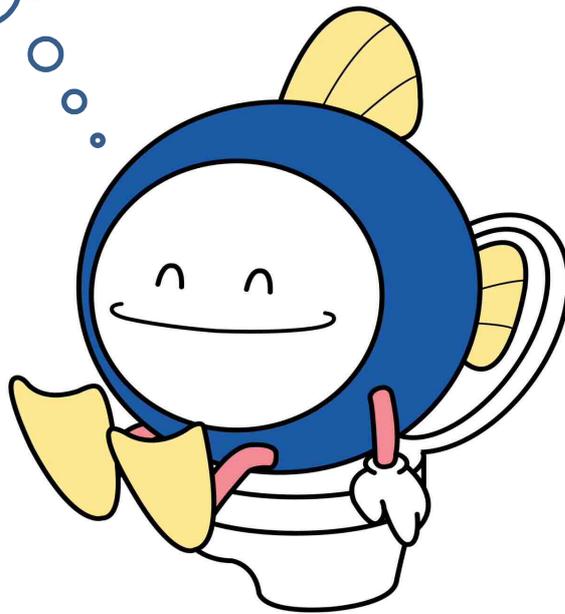


2018

あきたの下水道

〔資料編〕



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

秋田県 建設部 下水道課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト「美の国あきたネット」の下水道課のページからダウンロードできます。
URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成28年度に「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、平成47年度末の普及率目標を95%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

秋田県 建設部 下水道課長

目 次

	Page
1. 第3期ふるさと秋田元氣創造プラン	
(1) 概要	1
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	1
2. あきた循環のみず推進計画（広域共同化）	
(1) 概要	2
(2) 広域共同化の取組	2
3. 汚水処理整備状況	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 秋田県生活排水処理構想（第4期）	
① 市町村別 全体フレーム	3
② 市町村別 全体フレーム普及率	3
③ 市町村別 平成47年目標	4
④ 市町村別 平成47年目標普及率	4
2) 汚水処理人口普及率	
① 平成29年度末 市町村別汚水処理人口普及率	5
② 平成29年度末 秋田県汚水処理人口普及率	6
③ 平成29年度末 市町村人口規模別普及状況	7
④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	8
⑤ 平成29年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）	9
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	10
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	11
② 流域下水道事業の概要	12
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	13
② 平成29年度末 下水道処理人口普及率	14
③ 平成29年度末 下水道整備率	15
④ 平成29年度末 下水道接続率	16
⑤ 県代行・県費補助の実施状況	17
⑥ 公共下水道事業の計画概要	18
4) 下水道終末処理場の概要	19
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	20
② 下水汚泥の現状	21
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況	22
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況	23
3) 都道府県別下水道処理人口普及率	24
4) 人口規模別下水道普及状況	25
4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況	
(1) 下水道使用料	26
(2) 受益者負担金	28
(3) 水洗化助成・貸付制度	30
5. 水質の規制状況	
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）	32
(2) 放流水に対する規制（排水基準）	33
(3) 上乘せ排水基準に係る水域の区分	34
6. 農業集落排水施設	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	35
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	36
(3) 平成29年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率	37
(4) 平成29年度末 農業集落排水施設 整備率	38
(5) 平成29年度末 農業集落排水施設 接続率	39
(6) 農業集落排水施設 使用料	40
(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	41
7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	42
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	43
8. 合併処理浄化槽整備事業	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	44
(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）	45
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	46
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	47

1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン

(1) 概要

秋田県では、時代の潮流や社会経済情勢を踏まえ、時代を先取りした取組を積極的に展開することにより、人口減少を克服するとともに、「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」を創り上げていくことを目指し、平成30年度から平成33年度までの4年間における新たな県政運営指針として、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限活用しながら、『6つの重点戦略』に基づく施策・事業を総合的に展開します。

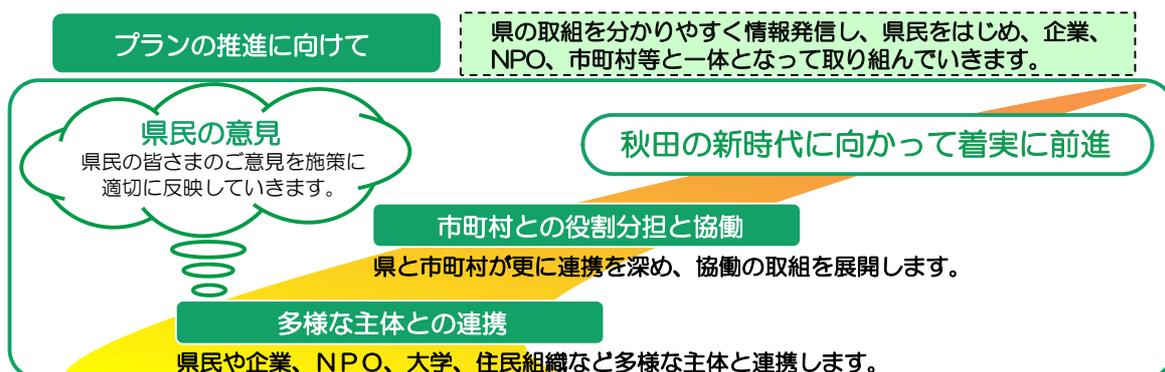


また、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、基本政策として『4つの分野』に整理・体系化し、着実に推進します。

(2) プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略1「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」において、県・市町村間の協働推進が掲げられています。下水道事業については、平成28年度に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」の施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域共同化に取り組んでまいります。

また、基本政策『4つの分野』の「3 安全・安心な生活環境の確保」の中に、公共用水域の水質保全に不可欠な下水道など生活排水処理施設の整備と、人口減少下における行政サービスの水準の維持に向けた施設の集約・再編を位置づけています。



2. あきた循環のみず推進計画(広域共同化)

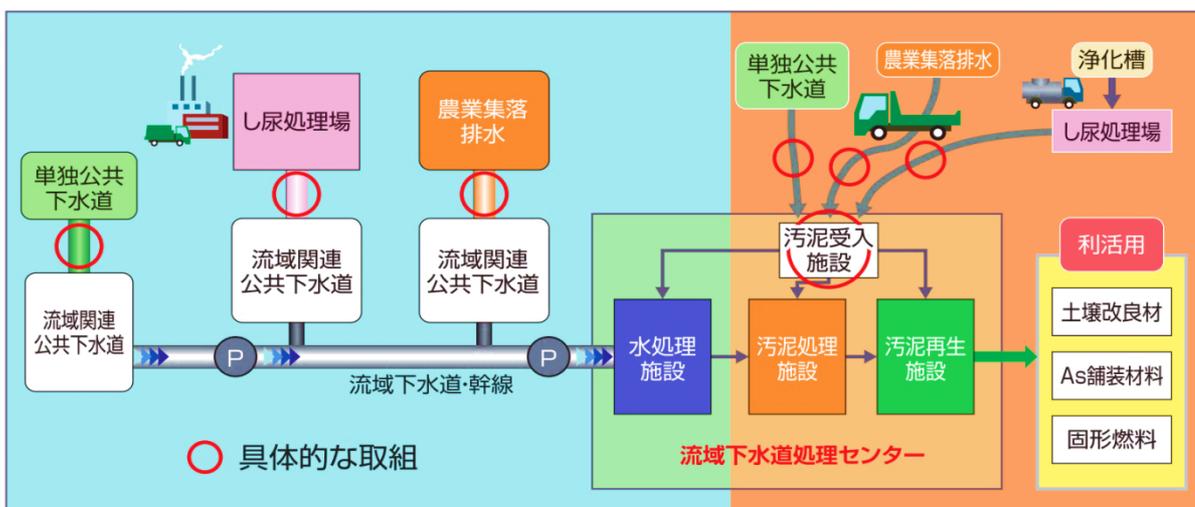
(1) 概要

人口減少や少子高齢化の急速な進行、ひっ迫する地方財政等の環境の変化から、県内の生活排水処理事業者単独での事業運営は困難となる事が見込まれたことから、経営基盤の強化とサービスの継続的な提供を目的とし、県と市町村が共有する施策を図る行動計画として「あきた循環のみず推進計画」(H24)を策定しました。

現在は、「生活排水処理の広域共同化」をより効果的に行うため、H28に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づき推進中です。

(2) 広域共同化の取組

1) 広域共同化のイメージ(流域下水道処理施設を核とした広域共同化)



2) これまでの取組

- H22** 秋田県生活排水処理事業連絡協議会(県、全市町村)を設置し広域共同化について協議
- H24** 「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表
- H28** 「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」を策定し公表

H30.4現在、農集排10地区、し尿処理場1箇所を広域共同化済み(下水道接続)

3) これからの取組

- 流域下水道と秋田市単独公共下水道の処理区統合事業(統合目標 H32)
秋田市単独公共下水道を流域関連公共下水道に接続し、汚水を流域下水道で処理
- 県北地区広域汚泥資源化事業(供用目標 H32)
流域下水道処理場内に汚泥資源化施設を設置し、県北地区の流域下水道終末処理場、公共下水道終末処理場及びし尿処理場から発生する汚泥を集約処理(対象3市3町1組合)
- 事業運営の広域共同化検討(H26~)
県と市町村が設置する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」において、今後の事業運営のあり方について検討

3. 汚水処理整備状況

(1) 秋田県の生活排水処理整備

1) 生活排水処理構想 (第4期)

① 市町村別 全体フレーム 平成47年 (整備手法別 処理人口・処理区数)

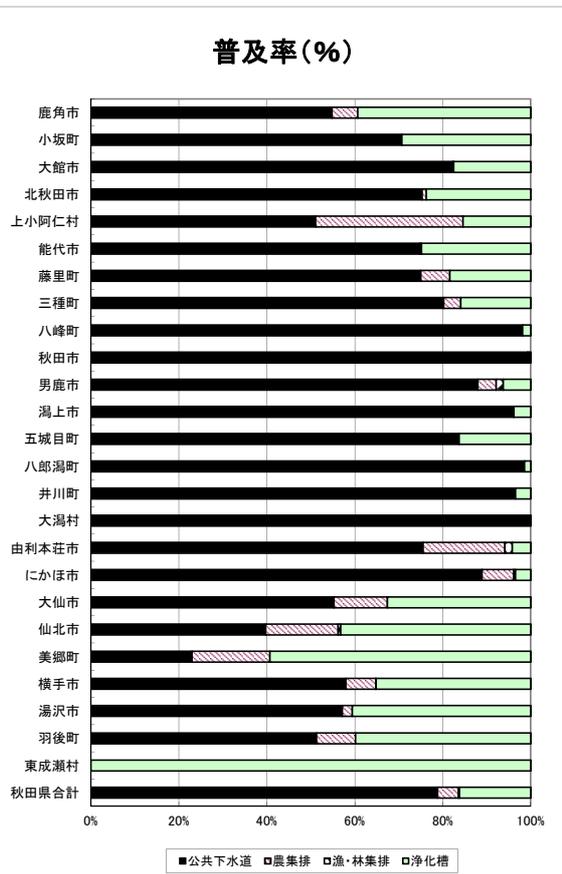
左欄: 処理区数 (箇所)
右欄: 処理人口 (人)

地区名	市町村名	集合処理施設										集合処理小計	個別処理施設				合計												
		公共下水道			流域関連			集落排水他					合併処理浄化槽 (個人設置)	特定地域生活排水処理事業	個別排水処理施設整備事業	小計													
		単独	公共	特環	計	農業集落排水	漁業・林業集落排水	簡易・小規模排水	計																				
										公共	特環							計											
鹿角	鹿角市	1	200	0	0	1	12,460	2	12,660	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	14,000	9,090	0	0	9,090	23,080					
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	1,000	0	0	1,000	3,410					
北秋田	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590					
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	4,290	720	0	5,010	21,100						
	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220	1,430					
山本	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	7,760	0	9,560	38,460					
	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	130	260	0	390	2,110					
	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800	11,310						
	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	0	90	4,760					
秋田	秋田市	0	0	1	40	1	251,130	2	251,170	3	940	0	0	0	0	3	940	5	252,110	0	930	70	1,000	253,100					
	鹿市	0	0	0	0	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,560	1,000	170	0	1,170	18,730					
	湯上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	780	210	0	990	25,600					
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940	5,760					
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70	4,940					
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	110	0	20	130	3,730					
	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0	0	3,210					
由利	由利本荘市	2	36,840	3	9,400	0	0	5	46,240	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	58,690	2,280	270	10	2,560	61,250					
	にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	21,880					
仙北	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	17,400	970	1,330	19,700	60,480					
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,080	18,680					
	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	14,650					
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000					
雄勝	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	9,400	3,440	0	12,840	31,650					
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	4,250	0	0	4,250	10,660					
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710	0	0	1,710	1,710					
	合計	11	119,750	17	28,580	15	455,380	43	603,710	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	642,250	94,920	25,390	3,770	124,080	766,280					
構成比		15.6%		3.7%		59.4%		78.8%		4.8%		0.2%		0.0%		5.0%		83.8%		12.4%		3.3%		0.5%		16.2%		100.0%	
市町村数合計		8		10		15		24		17		4		4		17		24		22		14		8		24		25	

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

② 市町村別 全体フレーム普及率 平成47年

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	
1	鹿角市	54.9	5.8	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	82.2	0.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	74.8	0.4	0.0	24.9	100
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.2	0.4	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	湯上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	75.5	18.6	1.7	4.2	100
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.3	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	40.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
秋田県合計		78.8	4.8	0.2	16.2	100



③ 市町村別 平成47年目標 (整備手法別、処理人口・処理区数)

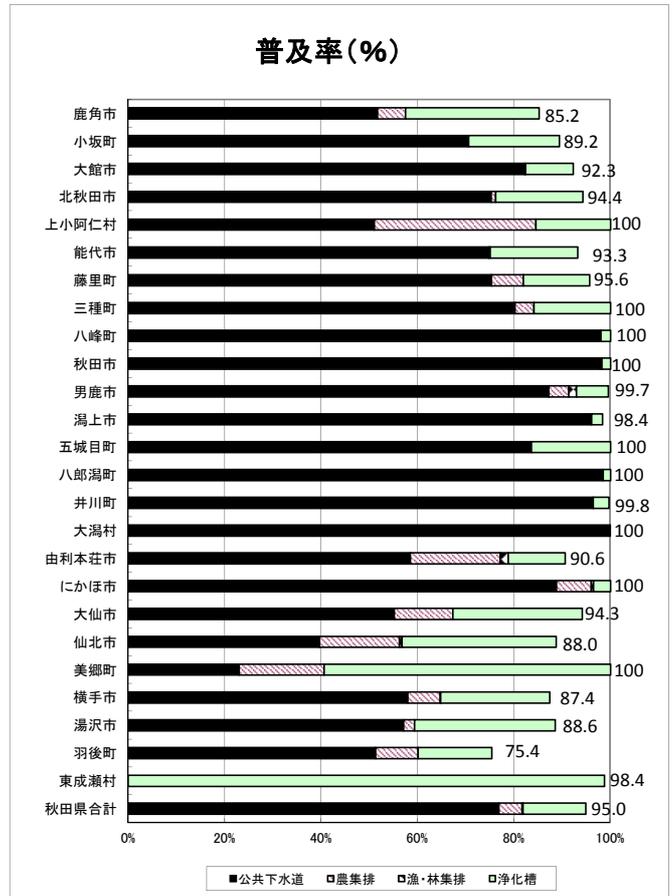
左欄：処理区数 (箇所)
右欄：処理人口 (人)

地区名	集合処理施設															個別処理施設					小計	合計			
	市町村名	公共下水道					集落排水他					小計	個別処理施設												
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計	合併処理 浄化槽 (個人設置)	特定地域 生活排水 処理事業		個別排水 処理施設 整備事業	計	集合処理 全体計画区域内 浄化槽										
		公共	特環																						
鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3			1,340				0	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0
小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640	640	3,050	
大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490	5,490	51,340	
北秋田市	3	15,070	1	820	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820	3,820	3,820	19,910	
上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220	220	1,430	
能代市	1	28,750	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970	6,970	6,970	35,870	
藤里町	0	0	1	1,590	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290	290	290	2,020	
三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800	1,800	1,800	11,310	
八峰町	0	0	1	4,670	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90	90	90	4,760	
秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110	
男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660	
湯上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590	590	25,200		
五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	940	0	0	940	940	940	5,760	
八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	70	0	0	70	70	70	4,940	
井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120	120	120	3,720	
大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	0	3,210
由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530	
にかほ市	1	19,450	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	760	760	21,880	
大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240	16,240	16,240	57,000	
仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840	5,840	16,450	
美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	8,690	8,690	14,650	
横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610	15,610	60,340	
湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240	9,240	9,240	28,050	
羽後町	0	0	1	5,470	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630	1,630	1,630	8,040	
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,690	0	0	1,690	1,690	1,690	1,690	
秋田県合計	11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

④ 市町村別 平成47年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共 下水道	農業集 落排水	漁・林業 集排他	合併処理 浄化槽	
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	85.2
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	89.2
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	92.3
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	94.4
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100.0
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	93.3
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	95.6
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100.0
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100.0
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	100.0
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	99.7
12	湯上市	96.1	0.0	0.0	2.3	98.4
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100.0
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	99.8
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	90.6
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100.0
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	94.3
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	88.0
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100.0
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	87.4
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	88.6
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	75.4
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.8	98.4
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	95.0



2) 汚水処理人口普及率

① 平成29年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注) 本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

H30.3.31現在

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		H29までの整備手法					住民基本台帳人口 (人) (H30.3.31)	
	処理人口 (人)	普及率 (%)	公共下水道		集落排水等				合併								
											単	流	農	漁林	簡小		
秋田市	289,594	93.3	9,294	3.0	0	0.0	6,529	2.1	305,417	98.4	●	●	●			●	310,412
能代市	25,917	48.2	224	0.4	0	0.0	12,613	23.4	38,754	72.0	●		●			●	53,808
横手市	44,817	49.2	7,596	8.3	69	0.1	17,543	19.3	70,025	76.9	●	●	●	●	●	●	91,022
大館市	39,229	53.7	7,596	10.4	0	0.0	11,726	16.1	58,551	80.2		●	●			●	73,001
男鹿市	19,568	69.6	1,288	4.6	429	1.5	1,171	4.2	22,456	79.8		●	●	●		●	28,133
湯沢市	19,441	42.3	3,812	8.3	0	0.0	10,327	22.5	33,580	73.1	●		●			●	45,922
鹿角市	14,072	44.9	1,790	5.7	0	0.0	3,897	12.4	19,759	63.0	●	●	●			●	31,340
由利本荘市	34,508	44.3	22,493	28.9	1,650	2.1	10,611	13.6	69,262	88.9	●		●	●	●	●	77,907
潟上市	30,867	93.5	921	2.8	0	0.0	366	1.1	32,154	97.4		●	●			●	33,026
大仙市	34,071	41.3	19,379	23.5	0	0.0	14,016	17.0	67,466	81.8	●	●	●			●	82,468
北秋田市	16,731	51.4	5,909	18.1	0	0.0	4,091	12.6	26,731	82.1	●		●			●	32,576
にかほ市	16,238	65.0	6,873	27.5	106	0.4	1,188	4.8	24,405	97.7	●		●		●	●	24,983
仙北市	10,030	37.5	4,373	16.3	141	0.5	5,632	21.0	20,176	75.4	●	●	●	●	●	●	26,770
小坂町	3,420	65.9	0	0.0	0	0.0	847	16.3	4,267	82.2	●	●				●	5,192
上小阿仁村	965	41.0	1,045	44.4	0	0.0	275	11.7	2,285	97.0	●		●			●	2,356
藤里町	2,517	75.2	211	6.3	0	0.0	454	13.6	3,182	95.1	●		●			●	3,345
三種町	11,886	70.0	2,454	14.5	0	0.0	1,494	8.8	15,834	93.2		●	●			●	16,981
八峰町	5,047	69.3	1,225	16.8	721	9.9	96	1.3	7,089	97.3	●		●	●		●	7,284
五城目町	7,217	76.4	0	0.0	0	0.0	799	8.5	8,016	84.9		●	●			●	9,445
八郎潟町	5,878	98.6	0	0.0	0	0.0	23	0.4	5,901	99.0		●	●			●	5,963
井川町	4,684	96.7	0	0.0	0	0.0	146	3.0	4,830	99.7		●	●			●	4,844
大潟村	3,129	100	0	0	0	0	0	0	3,129	100		●					3,129
美郷町	4,156	20.9	4,220	21.3	0	0.0	8,052	40.6	16,428	82.8		●	●			●	19,838
羽後町	6,384	42.0	2,421	15.9	0	0.0	2,343	15.4	11,148	73.4	●		●			●	15,184
東成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,175	84.0	2,175	84.0						●	2,589
市合計	595,083	65.3	91,548	10.0	2,395	0.3	99,710	10.9	788,736	86.5	● 供用済 ◎ 着手済 ○ 未着手					911,368	
町村計	55,283	57.5	11,576	12.0	721	0.7	16,704	17.4	84,284	87.7						96,150	
県合計	650,366	64.6	103,124	10.2	3,116	0.3	116,414	11.6	873,020	86.7						1,007,518	

(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

② 平成29年度末 秋田県污水处理人口普及率

○ 平成29年度末 市町村別污水处理人口普及率（事業区分別）

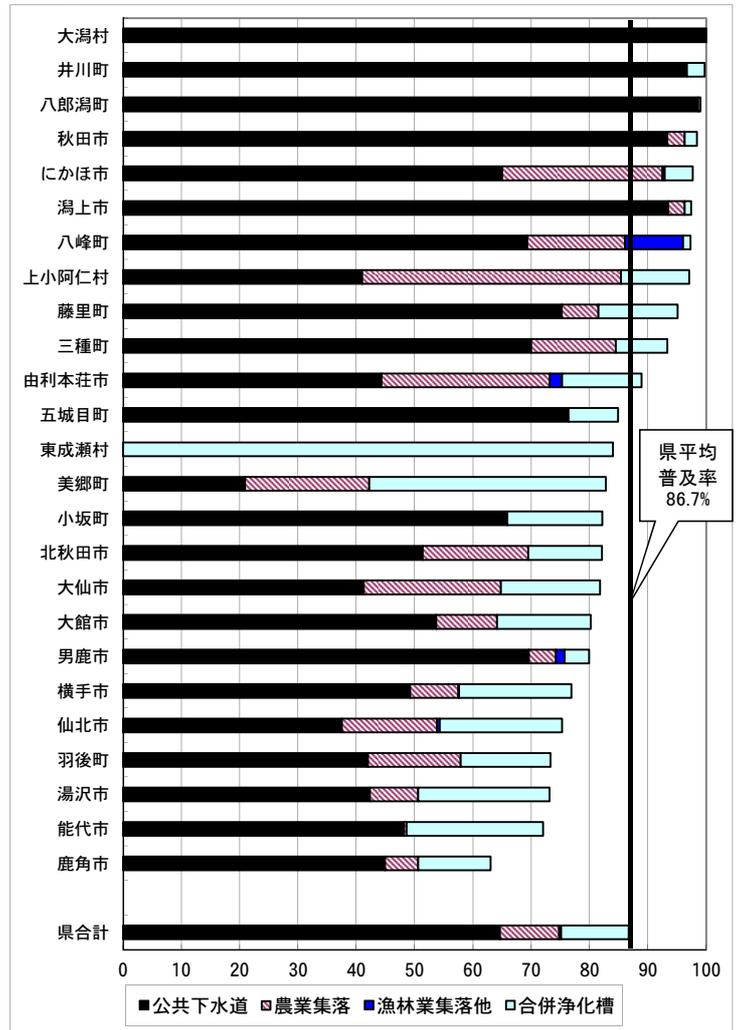
（単位：％）

順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計	H47目標
1	大潟村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井川町	96.7	-	-	3.0	99.7	99.8
3	八郎潟町	98.6	-	-	0.4	99.0	100.0
4	秋田市	93.3	3.0	-	2.1	98.4	100.0
5	にかほ市	65.0	27.5	0.4	4.8	97.7	100.0
6	潟上市	93.5	2.8	-	1.1	97.4	98.4
7	八峰町	69.3	16.8	9.9	1.3	97.3	100.0
8	上小阿仁村	41.0	44.4	-	11.7	97.0	100.0
9	藤里町	75.2	6.3	-	13.6	95.1	95.6
10	三種町	70.0	14.5	-	8.8	93.2	100.0
11	由利本荘市	44.3	28.9	2.1	13.6	88.9	90.6
12	五城目町	76.4	-	-	8.5	84.9	100.0
13	東成瀬村	-	-	-	84.0	84.0	98.4
14	美郷町	20.9	21.3	-	40.6	82.8	100.0
15	小坂町	65.9	-	-	16.3	82.2	89.2
16	北秋田市	51.4	18.1	-	12.6	82.1	94.4
17	大仙市	41.3	23.5	-	17.0	81.8	94.3
18	大館市	53.7	10.4	-	16.1	80.2	92.3
19	男鹿市	69.6	4.6	1.5	4.2	79.8	99.7
20	横手市	49.2	8.3	0.1	19.3	76.9	87.4
21	仙北市	37.5	16.3	0.5	21.0	75.4	88.0
22	羽後町	42.0	15.9	-	15.4	73.4	74.5
23	湯沢市	42.3	8.3	-	22.5	73.1	88.6
24	能代市	48.2	0.4	-	23.4	72.0	93.3
25	鹿角市	44.9	5.7	-	12.4	63.0	85.2
	県合計	64.6	10.2	0.3	11.6	86.7	95.0

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

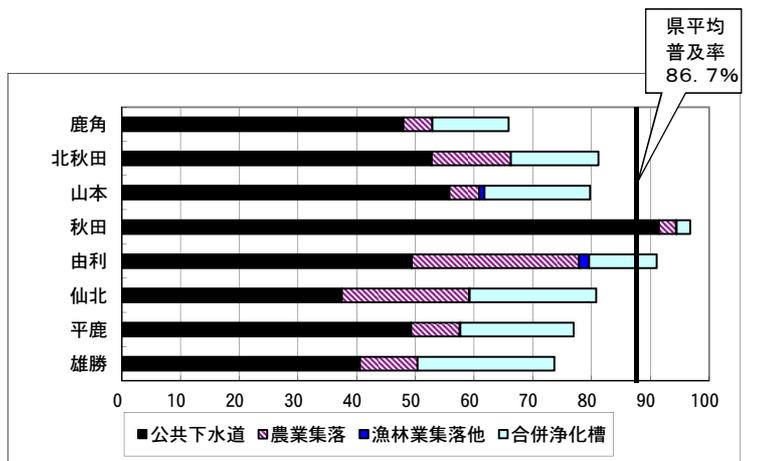
普及率グラフ



○ 地域振興局管内別普及率

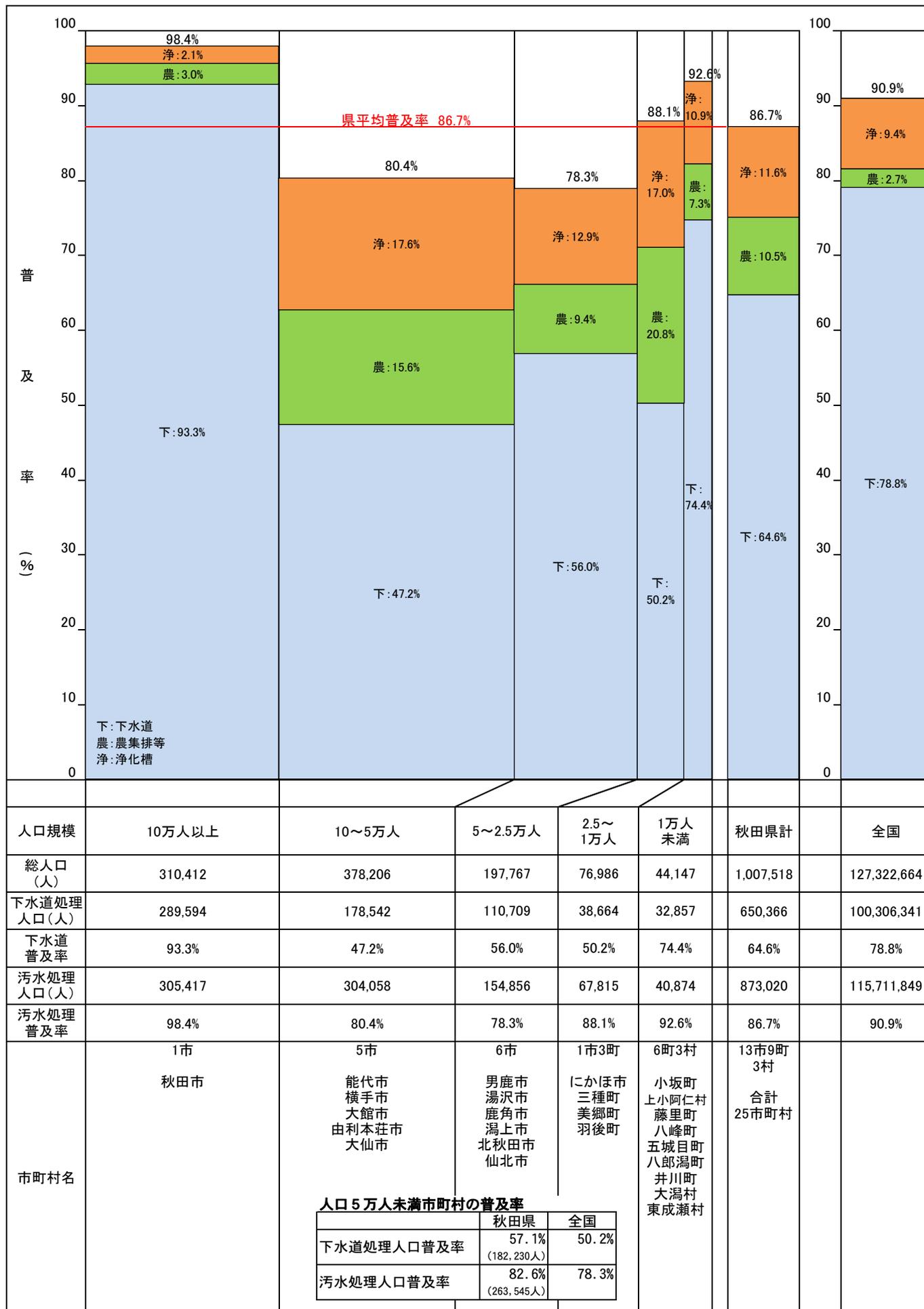
（単位：％）

振興局名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	47.9	4.9	-	13.0	65.8
北秋田	52.7	13.5	-	14.9	81.1
山本	55.7	5.1	0.9	18.0	79.7
秋田	91.4	2.9	0.1	2.3	96.7
由利	49.3	28.5	1.7	11.5	91.0
仙北	37.4	21.7	0.1	21.5	80.6
平鹿	49.2	8.3	0.1	19.3	76.9
雄勝	40.5	9.8	-	23.3	73.6



- (注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③ 平成29年度末 市町村人口規模別普及状況

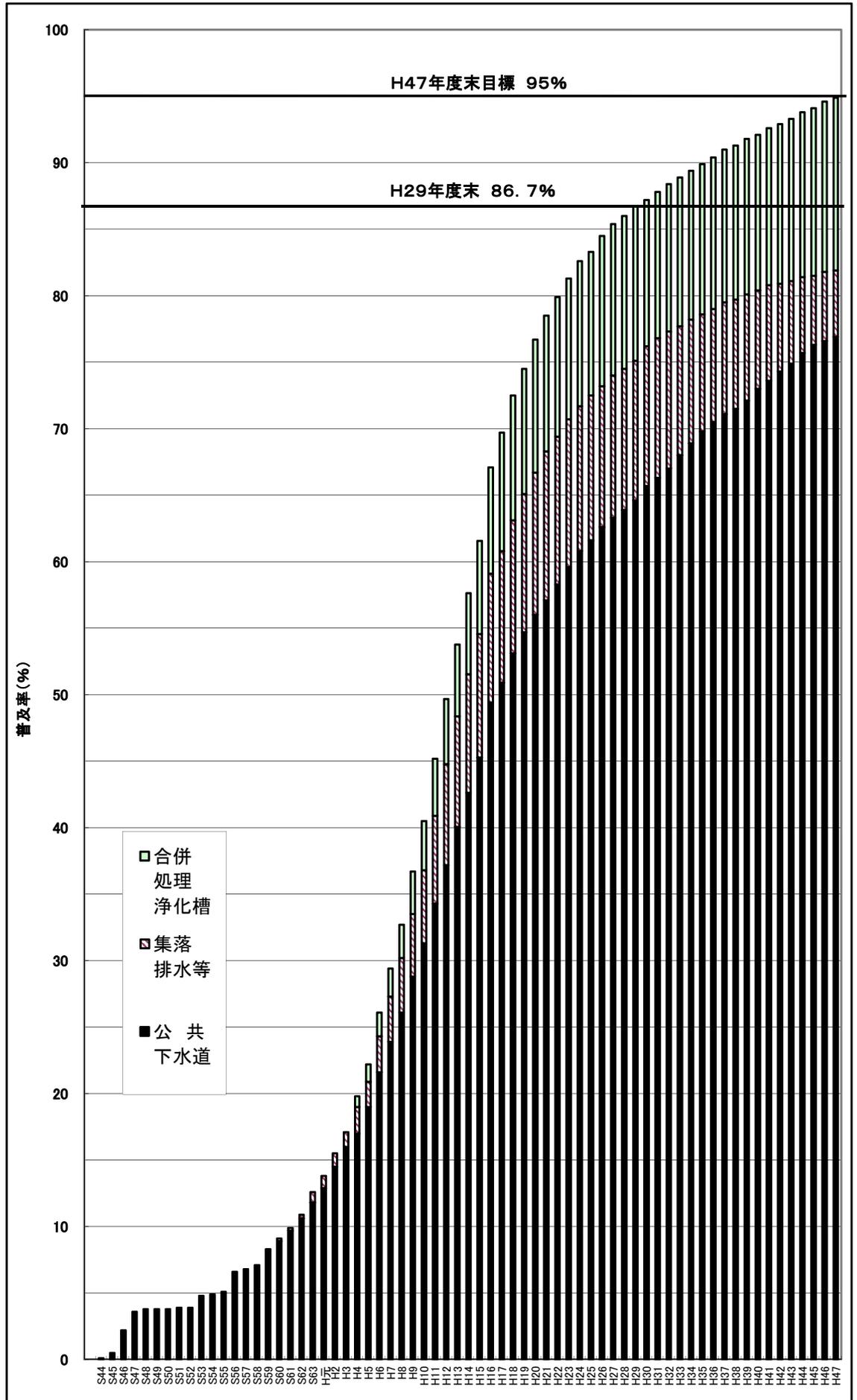


※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県においては調査不能な市町村をを除いたデータである。

④ 汚水処理人口普及率推移グラフ

H30.3.31現在

年度	公 共 下水道	集 落 排水等	合併 処理 浄化槽	全 体 普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.7	10.5	11.0	87.2
H31	66.3	10.5	11.0	87.8
H32	67.0	10.3	11.1	88.4
H33	68.0	9.7	11.2	88.9
H34	68.9	9.3	11.2	89.4
H35	69.8	8.8	11.3	89.9
H36	70.5	8.5	11.4	90.4
H37	71.1	8.4	11.5	91.0
H38	71.5	8.2	11.6	91.3
H39	72.1	8.0	11.7	91.8
H40	73.0	7.4	11.7	92.1
H41	73.6	7.2	11.8	92.6
H42	74.3	6.6	12.0	92.9
H43	74.9	6.2	12.2	93.3
H44	75.7	5.7	12.4	93.8
H45	76.3	5.2	12.6	94.1
H46	76.6	5.2	12.8	94.6
H47	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 普及率は、H28までは実績値、H29以降は整備構想における計画値を記載している。

⑤ 平成29年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）

H30.3.31 現在

No.	市町村名	公共下水道					農業集落排水					漁・林・簡易・小規模			集合処理施設 小計			合併処理浄化槽		生活排水 処理施設合計				住民基本台帳人口(人) (H30.3.31)	普及率 順位	接続率 順位			
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)						
1	秋田市	289,594	93.3	258,835	89.4	5	7	9,294	3.0	8,898	95.7	17	3	0	-	0	-	298,888	267,733	89.6	6,529	2.1	305,417	98.4	274,262	89.8	310,412	4	8
2	能代市	25,917	48.2	23,273	89.8	16	6	224	0.4	224	100.0	19	1	0	-	0	-	26,141	23,497	89.9	12,613	23.4	38,754	72.0	36,110	93.2	53,808	24	5
3	横手市	44,817	49.2	32,030	71.5	15	16	7,596	8.3	5,974	78.6	12	10	69	0.1	68	98.6	52,482	38,072	72.5	17,543	19.3	70,025	76.9	55,615	79.4	91,022	20	16
4	大館市	39,229	53.7	32,152	82.0	13	11	7,596	10.4	6,337	83.4	11	8	0	-	0	-	46,825	38,489	82.2	11,726	16.1	58,551	80.2	50,215	85.8	73,001	18	13
5	男鹿市	19,568	69.6	14,667	75.0	9	14	1,288	4.6	1,028	79.8	16	9	429	1.5	389	90.7	21,285	16,084	75.6	1,171	4.2	22,456	79.8	17,255	76.8	28,133	19	20
6	湯沢市	19,441	42.3	12,912	66.4	19	21	3,812	8.3	2,306	60.5	12	18	0	-	0	-	23,253	15,218	65.4	10,327	22.5	33,580	73.1	25,545	76.1	45,922	23	21
7	鹿角市	14,072	44.9	8,436	59.9	17	22	1,790	5.7	1,248	69.7	15	16	0	-	0	-	15,862	9,684	61.1	3,897	12.4	19,759	63.0	13,581	68.7	31,340	25	23
8	由利本荘市	34,508	44.3	30,079	87.2	18	9	22,493	28.9	17,620	78.3	2	11	1,650	2.1	1,451	87.9	58,651	49,150	83.8	10,611	13.6	69,262	88.9	59,761	86.3	77,907	11	12
9	潟上市	30,867	93.5	26,948	87.3	4	8	921	2.8	700	76.0	18	12	0	-	0	-	31,788	27,648	87.0	366	1.1	32,154	97.4	28,014	87.1	33,026	6	11
10	大仙市	34,071	41.3	25,015	73.4	21	15	19,379	23.5	13,517	69.8	4	15	0	-	0	-	53,450	38,532	72.1	14,016	17.0	67,466	81.8	52,548	77.9	82,468	17	19
11	北秋田市	16,731	51.4	11,449	68.4	14	20	5,909	18.1	5,363	90.8	6	6	0	-	0	-	22,640	16,812	74.3	4,091	12.6	26,731	82.1	20,903	78.2	32,576	16	18
12	にかほ市	16,238	65.0	14,618	90.0	12	5	6,873	27.5	6,303	91.7	3	5	106	0.4	95	89.6	23,217	21,016	90.5	1,188	4.8	24,405	97.7	22,204	91.0	24,983	5	7
13	仙北市	10,030	37.5	7,003	69.8	23	19	4,373	16.3	3,219	73.6	8	14	141	0.5	89	63.1	14,544	10,311	70.9	5,632	21.0	20,176	75.4	15,943	79.0	26,770	21	17
14	小坂町	3,420	65.9	2,591	75.8	11	13	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,420	2,591	75.8	847	16.3	4,267	82.2	3,438	80.6	5,192	15	15
15	上小阿仁村	965	41.0	948	98.2	22	2	1,045	44.4	1,042	99.7	1	2	0	-	0	-	2,010	1,990	99.0	275	11.7	2,285	97.0	2,265	99.1	2,356	8	3
16	藤里町	2,517	75.2	2,177	86.5	7	10	211	6.3	186	88.2	14	7	0	-	0	-	2,728	2,363	86.6	454	13.6	3,182	95.1	2,817	88.5	3,345	9	9
17	三種町	11,886	70.0	8,346	70.2	8	18	2,454	14.5	1,586	64.6	10	17	0	-	0	-	14,340	9,932	69.3	1,494	8.8	15,834	93.2	11,426	72.2	16,981	10	22
18	八峰町	5,047	69.3	3,566	70.7	10	17	1,225	16.8	682	55.7	7	19	721	9.9	472	65.5	6,993	4,720	67.5	96	1.3	7,089	97.3	4,816	67.9	7,284	7	24
19	五城目町	7,217	76.4	5,676	78.6	6	12	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	7,217	5,676	78.6	799	8.5	8,016	84.9	6,475	80.8	9,445	12	14
20	八郎潟町	5,878	98.6	5,415	92.1	2	4	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	5,878	5,415	92.1	23	0.4	5,901	99.0	5,438	92.2	5,963	3	6
21	井川町	4,684	96.7	4,422	94.4	3	3	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	4,684	4,422	94.4	146	3.0	4,830	99.7	4,568	94.6	4,844	2	4
22	大湯村	3,129	100.0	3,129	100.0	1	1	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,129	3,129	100.0	0	-	3,129	100.0	3,129	100.0	3,129	1	1
23	美郷町	4,156	20.9	2,395	57.6	24	23	4,220	21.3	3,953	93.7	5	4	0	-	0	-	8,376	6,348	75.8	8,052	40.6	16,428	82.8	14,400	87.7	19,838	14	10
24	羽後町	6,384	42.0	3,339	52.3	20	24	2,421	15.9	1,806	74.6	9	13	0	-	0	-	8,805	5,145	58.4	2,343	15.4	11,148	73.4	7,488	67.2	15,184	22	25
25	東成瀬村	0	-	0	-	25	25	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	0	0	-	2,175	84.0	2,175	84.0	2,175	100.0	2,589	13	1
	県合計	650,366	64.6	539,421	82.9			103,124	10.2	81,992	79.5			3,116	0.3	2,564	82.3	756,606	623,977	82.5	116,414	11.6	873,020	86.7	740,391	84.8	1,007,518		

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

(2) 秋田県の下水道

1) 下水道のあゆみ

H30.3.31

年度	公共下水道着手都市		流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場	普及率(%)	
	単独	流域関連				県	全国
昭7	◇秋田市(八橋)	1					
24	能代市	1					
44	▲大潟村	1		大潟村(単独)	大潟(H6廃止)	0	0
45				秋田市(単独)	八橋	1	1
50			昭和町	1	臨海		4
51			◇秋田市	1			4
52							4
53			男鹿市,天王町	2			5
54	田沢湖町	1					5
55							5
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大曲		7
57			飯田川町	1	横手	秋田市(流開)	1
58			横手市	1			7
59					能代市	1	8
60	岩城町	1			能代	1	8
61							9
62			八郎潟町	1	大館	昭和町,天王町,田沢湖町	3
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4		田沢湖	1
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,琴丘町	4	鹿角	大曲市,飯田川町	2
平成元	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町,平鹿町,十文字町,増田町,雄物川町	7		横手市,男鹿市	2
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3		八郎潟町,井川町	2
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1		本荘市,中仙町,小坂町(十和田湖)	3
4	仁賀保組合(仁賀保町,金浦町,象潟町)	3	仙北町	1		大館市,琴丘町,若美町,雄和町,岩城町	5
5	◎西仙北町(刈和野),協和町	2	八竜町,▲大潟村	2		五城目町,河辺町,平鹿町	3
6	矢島町,大内町,◎西仙北町(強首)	3			比内町,大潟村(流開),角館町,大雄村	3	
7	八森町	1	○小坂町	1		鹿角市(流開),田代町,山本町,由利町,西目町	5
8	山内村,羽後町	2			湯沢市,八竜町,仙北町,十文字町	4	
9	上小阿仁村,峰浜村	2			森吉町,協和町,雄物川町,小坂町(流開),鷹巣町,仁賀保町,金浦町,象潟町,西仙北町,六郷町,増田町	3	
10	合川町,阿仁町,藤里町,◎皆瀬村(小安)	4			大内町,矢島町,山内村	3	
11							34
12							37
13			神岡町	1		上小阿仁村,八森町,皆瀬村	3
14	◎皆瀬村(皆瀬)	1			沖田面(上小阿仁),八森,小安(皆瀬)	3	
15	稲川町	1			藤里,阿仁	2	
16	雄勝町	1			沢目(峰浜),西馬音内(羽後)	2	
17	大仙市(旧南外),○鹿角市(湯瀬)	2			北秋田市(旧合川町)	1	
18					大仙市(神岡町),湯沢市(旧稲川町)	2	
19							55
20					湯沢市(旧雄勝町)	1	
21					大仙市(旧南外村),鹿角市	2	
22							58
23							60
24							61
25							62
26							63
27							63
28							64
29							65
計	31市町村	32市町村	5処理区	60市町村 未供用:なし	39処理区 (内、県施設6,市町村施設33)		
注) 本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷</p> <p>H16.11 美郷町:六郷町,千畑町,仙南村(3町)</p> <p>H17.1 秋田市:秋田市,雄和町,河辺町(1市2町)</p> <p>H17.3 男鹿市:男鹿市,若美町(1市1町)</p> <p>H17.3 湯沢市:湯沢市,稲川町,雄勝町,皆瀬村(1市2町1村)</p> <p>H17.3 大仙市:大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町(1市6町1村)</p> <p>H17.3 由利本荘市:本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町(1市7町)</p> <p>H17.3 北秋田市:鷹巣町,森吉町,合川町,阿仁町(4町)</p> <p>H17.3 湯上市:天王町,飯田川町,昭和町(3町)</p> <p>H17.6 大館市:大館市,比内町,田代町(1市2町)</p> <p>H17.9 仙北市:角館町,田沢湖町,西木村(2町1村)</p> <p>H17.10 にかほ市:仁賀保町,金浦町,象潟町(3町)</p> <p>H17.10 横手市:横手市,増田町,平鹿町,雄物川町,大森町,十文字町,山内村,大雄村(1市5町2村)</p> <p>H18.3 能代市:能代市,二ツ井町(1市1町)</p> <p>H18.3 三種町:琴丘町,山本町,八竜町(3町)</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>市町村合併前(H16.4.1現在) 県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村</p> <p>↓</p> <p>市町村合併後(H18.4.1現在) 県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村 24市町村全部が着手・供用済</p> </div> </div>							
備考	◇印市町村:複数処理区の単独に加え、流開も実施 ・対象市町村:秋田市			◎印市町村:複数処理区の単独を実施 ・対象市町村:西仙北町,皆瀬村			
	○印市町村:単独に加え、流開も実施 ・対象市町村:鹿角市・小坂町(ただし、十和田湖は県事業)			▲大潟村:H6年に単独から流域関連に変更			
	※下水道計画がない市町村:二ツ井町,東由利町,鳥海町,西木村,太田町,千畑町,仙南村,大森町,東成瀬村(9町村)						

2) 流域下水道の状況

① 流域下水道事業の実施状況



【流域下水道とは】

2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。

流域別下水道整備総合計画

- 秋田湾・雄物川流域
- 米代川流域
- 子吉川流域

流域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12	H32
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	H52
子吉川	当初	S50	S61.3.26	S63.5.30	S49	H7
	第1回変更	H1	H9.12.18	H11.2.26	S63	H22

※子吉川流域は、市町村合併により、由利本荘市が1市となったことから更新不要。

② 流域下水道事業の概要(H29末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	秋田県計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初 最終(最新)	昭和51年2月26日 平成28年5月20日	昭和57年3月18日 平成24年10月1日	昭和58年2月23日 平成25年1月29日		昭和61年12月22日 平成28年11月4日	昭和63年12月8日 平成28年5月20日		
下水道事業年次	着手(~H28経年) 事業計画期間	昭和50年(42) 平成32年	昭和56年(36) 平成30年	昭和57年(35) 平成30年		昭和61年(31) 平成32年	昭和63年(29) 平成32年		
都市計画決定年月日	当初 最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成24年11月20日	昭和57年11月20日 平成22年7月23日		昭和61年9月26日 平成25年8月6日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手 事業施行期間	昭和51年2月26日 平成33年3月31日	昭和57年1月22日 平成31年3月31日	昭和58年3月17日 平成31年3月31日		昭和62年2月6日 平成33年3月31日	昭和63年12月8日 平成33年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	13,323	2,734	2,642	18,699	2,327	1,128	3,455	22,154
整備済面積		9,257	1,624	1,825	12,706	1,454	669	2,123	14,829
整備率	%	69	59	69	68	62	59	61	67
全体計画処理人口	千人	357.7	46.3	46.6	450.6	37.7	13.5	51.2	501.8
整備済人口		328.6	38.1	43.3	410.0	39.2	17.2	56.4	466.4
整備率	%	92	82	93	91	104	127	110	93
計画区域内人口	千人	339.1	41.5	50.1	430.7	54.0	21.1	75.1	505.8
処理区域内人口		328.6	38.1	43.3	410.0	39.2	17.2	56.4	466.4
整備率	%	97	92	86	95	73	82	75	92
全体計画処理能力(日最大)	千m3/日	195.0	23.2	25.8	244.0	20.0	8.2	28.2	272.2
事業計画処理能力		200.0	21.6	24.6	246.2	18.0	8.2	26.2	272.4
現在処理能力		120.0	16.2	24.6	160.8	15.0	8.2	23.2	184.0
整備率	%	62	70	95	66	75	100	82	68
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	146.8	17.0	19.8	183.6	16.2	6.0	22.2	205.8
実流入水量		84.1	9.5	11.7	105.3	8.7	3.6	12.3	117.6
整備率	%	57	56	59	57	54	60	55	57
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		35.8	5.7	5.8	47.3	5.2	1.5	6.7	54.0
整備率	%	65	89	48	65	47	52	48	62
管渠(全体延長)整備率	%	90	99	89	91	85	95	89	91
中継ポンプ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
うち暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

3) 公共下水道の状況

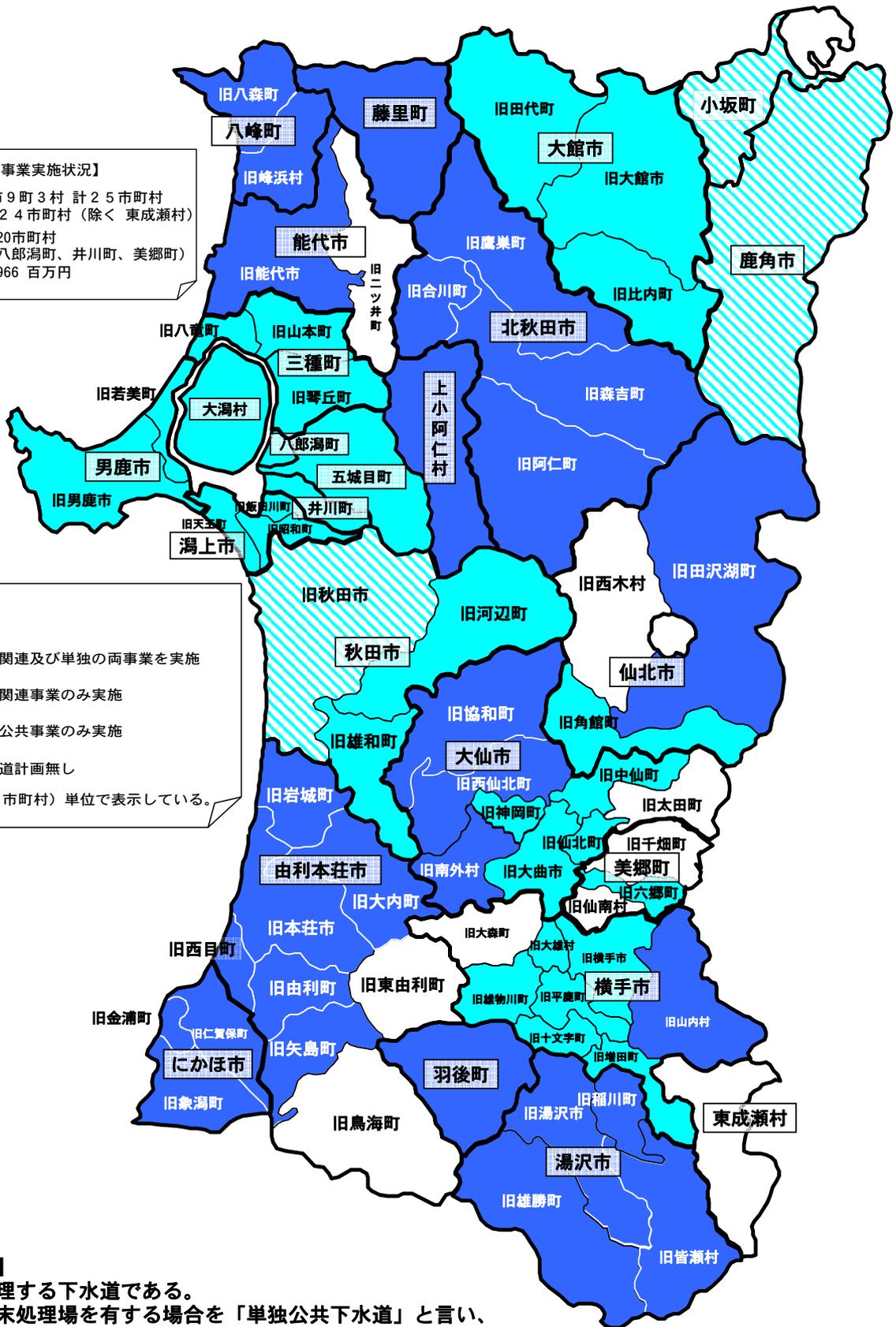
① 公共下水道事業の実施状況 (H29年度)

【H29年度公共下水道事業実施状況】
 県内市町村数 13市9町3村 計25市町村
 うち下水道計画有り 24市町村 (除く 東成瀬村)
 H29事業実施市町村 20市町村
 (休止 上小阿仁村、八郎潟町、井川町、美郷町)
 H29総事業費 C=6,966 百万円

着色凡例

-  流域関連及び単独の両事業を実施
-  流域関連事業のみ実施
-  単独公共事業のみ実施
-  下水道計画無し

※旧市町村(69市町村)単位で表示している。



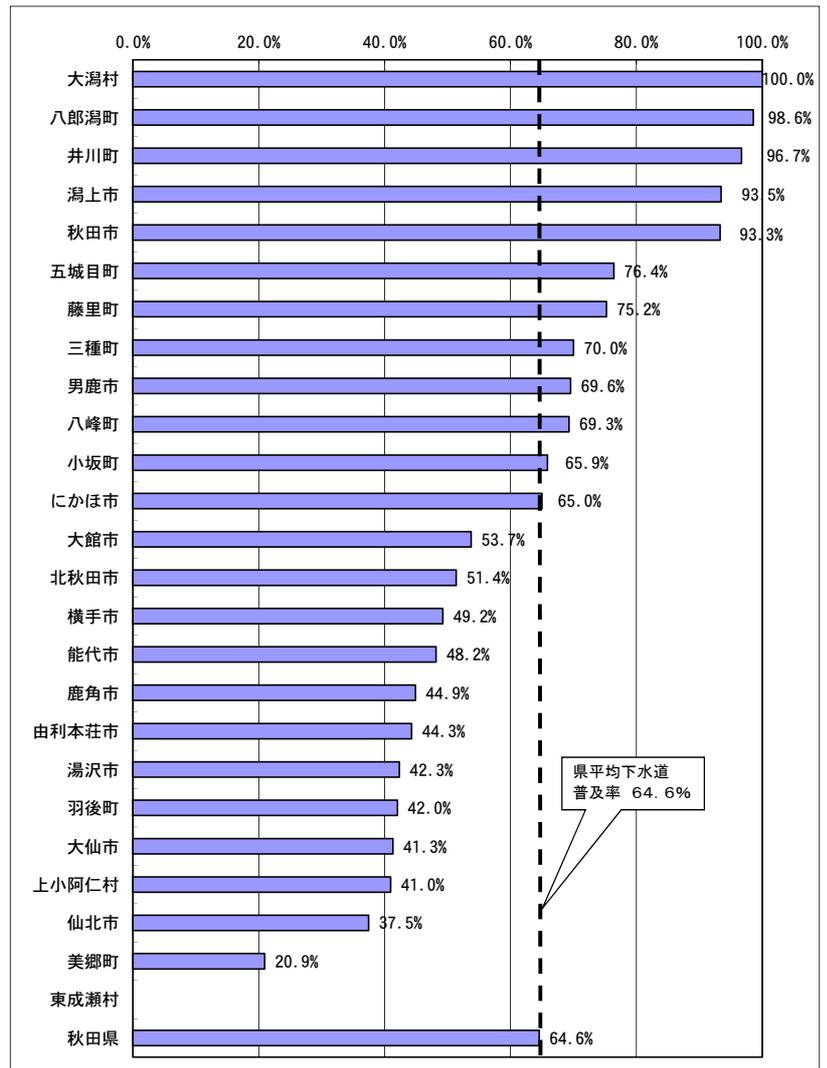
【公共下水道とは】
 市町村が設置管理する下水道である。
 市町村自らが終末処理場を有する場合を「単独公共下水道」と言い、
 終末処理場を持たず、県の流域下水道に接続する場合は「流域関連
 公共下水道」と言う。

② 平成29年度末 下水道処理人口普及率

(平成30年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H28末普及率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,129	3,129	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,963	5,878	98.6%	S61	H2.10
3	井川町	4,844	4,684	96.7%	S62	H2.4
4	潟上市	33,026	30,867	93.5%	S50	S61.4
5	秋田市	310,412	289,594	93.3%	S7	S45.4
6	五城目町	9,445	7,217	76.4%	H1	H5.10
7	藤里町	3,345	2,517	75.2%	H10	H15.3
8	三種町	16,981	11,886	70.0%	S63	H4.5
9	男鹿市	28,133	19,568	69.6%	S53	H1.4
10	八峰町	7,284	5,047	69.3%	H7	H14.3
11	小坂町	5,192	3,420	65.9%	S56	H3.4
12	にかほ市	24,983	16,238	65.0%	H4	H10.4
13	大館市	73,001	39,229	53.7%	S62	H4.4
14	北秋田市	32,576	16,731	51.4%	H2	H9.4
15	横手市	91,022	44,817	49.2%	S58	H1.4
16	能代市	53,808	25,917	48.2%	S24	S59.10
17	鹿角市	31,340	14,072	44.9%	S63	H7.4
18	由利本荘市	77,907	34,508	44.3%	S56	H3.4
19	湯沢市	45,922	19,441	42.3%	H3	H8.4
20	羽後町	15,184	6,384	42.0%	H8	H16.3
21	大仙市	82,468	34,071	41.3%	S56	S63.4
22	上小阿仁村	2,356	965	41.0%	H9	H13.8
23	仙北市	26,770	10,030	37.5%	S54	S61.6
24	美郷町	19,838	4,156	20.9%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,589				
	秋田県計	1,007,518	650,366	64.6%		

普及率グラフ

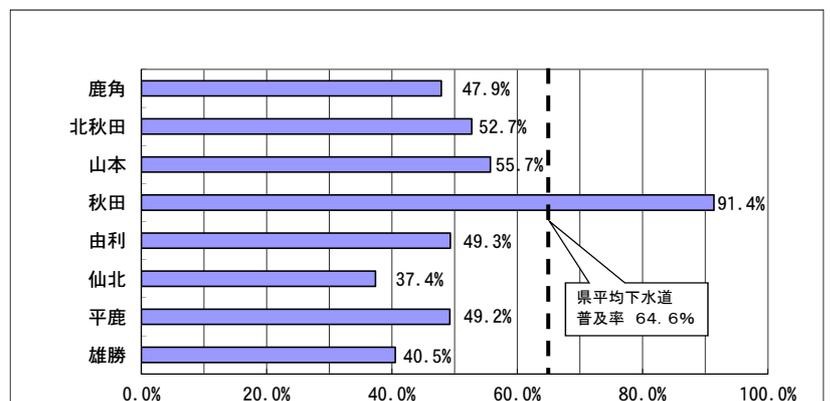


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H29末普及率
鹿角	36,532	17,492	47.9%
北秋田	107,933	56,925	52.7%
山本	81,418	45,367	55.7%
秋田	394,952	360,937	91.4%
由利	102,890	50,746	49.3%
仙北	129,076	48,257	37.4%
平鹿	91,022	44,817	49.2%
雄勝	63,695	25,825	40.5%
県計	1,007,518	650,366	64.6%

地域振興局別 普及率グラフ

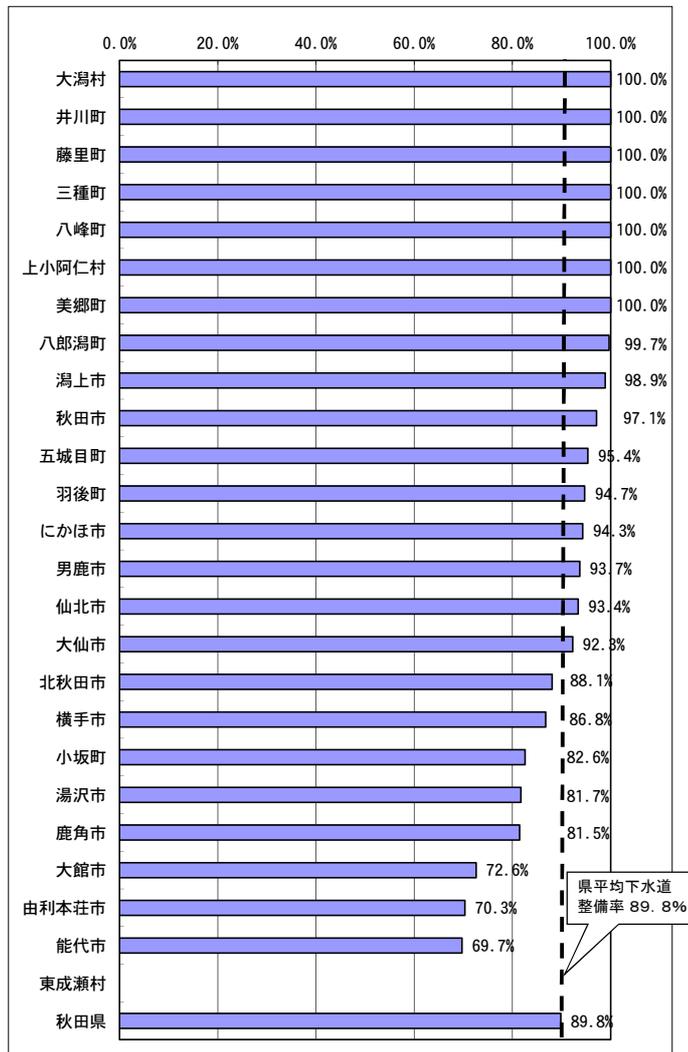


③ 平成29年度末 下水道整備率

(平成30年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,129	3,129	3,129	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,844	4,684	4,684	100.0%	S62	H2.4
3	藤里町	3,345	2,517	2,517	100.0%	H10	H15.3
4	三種町	16,981	11,886	11,886	100.0%	S63	H4.5
5	八峰町	7,284	5,047	5,047	100.0%	H7	H14.3
6	上小阿仁村	2,356	965	965	100.0%	H9	H13.8
7	美郷町	19,838	4,156	4,156	100.0%	H3	H10.4
8	八郎潟町	5,963	5,896	5,878	99.7%	S61	H2.10
9	潟上市	33,026	31,205	30,867	98.9%	S50	S61.4
10	秋田市	310,412	298,174	289,594	97.1%	S7	S45.4
11	五城目町	9,445	7,567	7,217	95.4%	H1	H5.10
12	羽後町	15,184	6,740	6,384	94.7%	H8	H16.3
13	にかほ市	24,983	17,216	16,238	94.3%	S53	H1.4
14	男鹿市	28,133	20,881	19,568	93.7%	H4	H10.4
15	仙北市	26,770	10,742	10,030	93.4%	S56	S63.4
16	大仙市	82,468	36,925	34,071	92.3%	S54	S61.6
17	北秋田市	32,576	18,987	16,731	88.1%	H2	H9.4
18	横手市	91,022	51,647	44,817	86.8%	S58	H1.4
19	小坂町	5,192	4,141	3,420	82.6%	S56	H3.4
20	湯沢市	45,922	23,788	19,441	81.7%	S56	H3.4
21	鹿角市	31,340	17,267	14,072	81.5%	S63	H7.4
22	大館市	73,001	54,040	39,229	72.6%	S24	S59.10
23	由利本荘市	77,907	49,076	34,508	70.3%	H3	H8.4
24	能代市	53,808	37,166	25,917	69.7%	S62	H4.4
25	東成瀬村	2,589					
	秋田県計	1,007,518	723,842	650,366	89.8%		

整備率グラフ

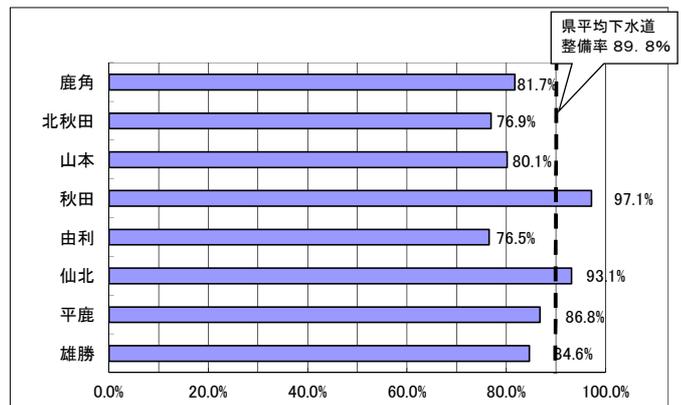


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域人口	処理区域内人口	H29末整備率
鹿角	21,408	17,492	81.7%
北秋田	73,992	56,925	76.9%
山本	56,616	45,367	80.1%
秋田	371,536	360,937	97.1%
由利	66,292	50,746	76.5%
仙北	51,823	48,257	93.1%
平鹿	51,647	44,817	86.8%
雄勝	30,528	25,825	84.6%
県計	723,842	650,366	89.8%

地域振興局別 整備率グラフ

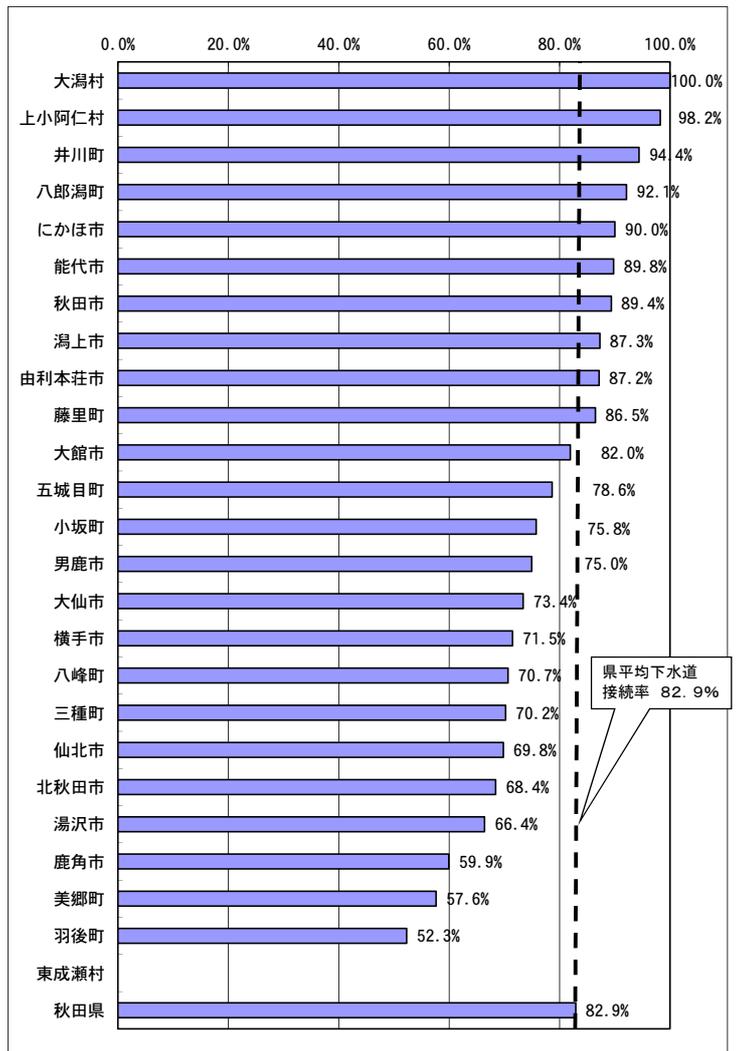


④ 平成29年度末 下水道接続率

(平成30年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続済人口	接続率	供用年度
1	大潟村	3,129	3,129	3,129	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	2,356	965	948	98.2%	H13.8
3	井川町	4,844	4,684	4,422	94.4%	H2.4
4	八郎潟町	5,963	5,878	5,415	92.1%	H2.10
5	にかほ市	24,983	16,238	14,618	90.0%	H10.4
6	能代市	53,808	25,917	23,273	89.8%	S59.10
7	秋田市	310,412	289,594	258,835	89.4%	S45.4
8	潟上市	33,026	30,867	26,948	87.3%	S61.4
9	由利本荘市	77,907	34,508	30,079	87.2%	H3.4
10	藤里町	3,345	2,517	2,177	86.5%	H15.3
11	大館市	73,001	39,229	32,152	82.0%	H4.4
12	五城目町	9,445	7,217	5,676	78.6%	H5.10
13	小坂町	5,192	3,420	2,591	75.8%	H3.4
14	男鹿市	28,133	19,568	14,667	75.0%	H1.4
15	大仙市	82,468	34,071	25,015	73.4%	S63.4
16	横手市	91,022	44,817	32,030	71.5%	H1.4
17	八峰町	7,284	5,047	3,566	70.7%	H14.3
18	三種町	16,981	11,886	8,346	70.2%	H4.5
19	仙北市	26,770	10,030	7,003	69.8%	S61.6
20	北秋田市	32,576	16,731	11,449	68.4%	H9.4
21	湯沢市	45,922	19,441	12,912	66.4%	H8.4
22	鹿角市	31,340	14,072	8,436	59.9%	H7.4
23	美郷町	19,838	4,156	2,395	57.6%	H10.4
24	羽後町	15,184	6,384	3,339	52.3%	H16.3
25	東成瀬村	2,589				
	秋田県計	1,007,518	650,366	539,421	82.9%	

接続率グラフ

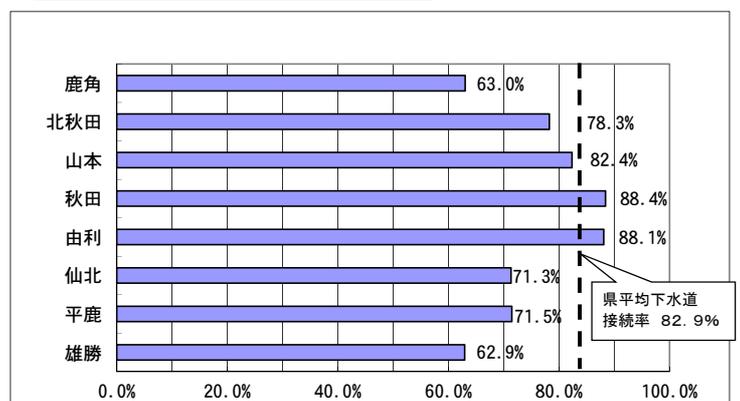


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

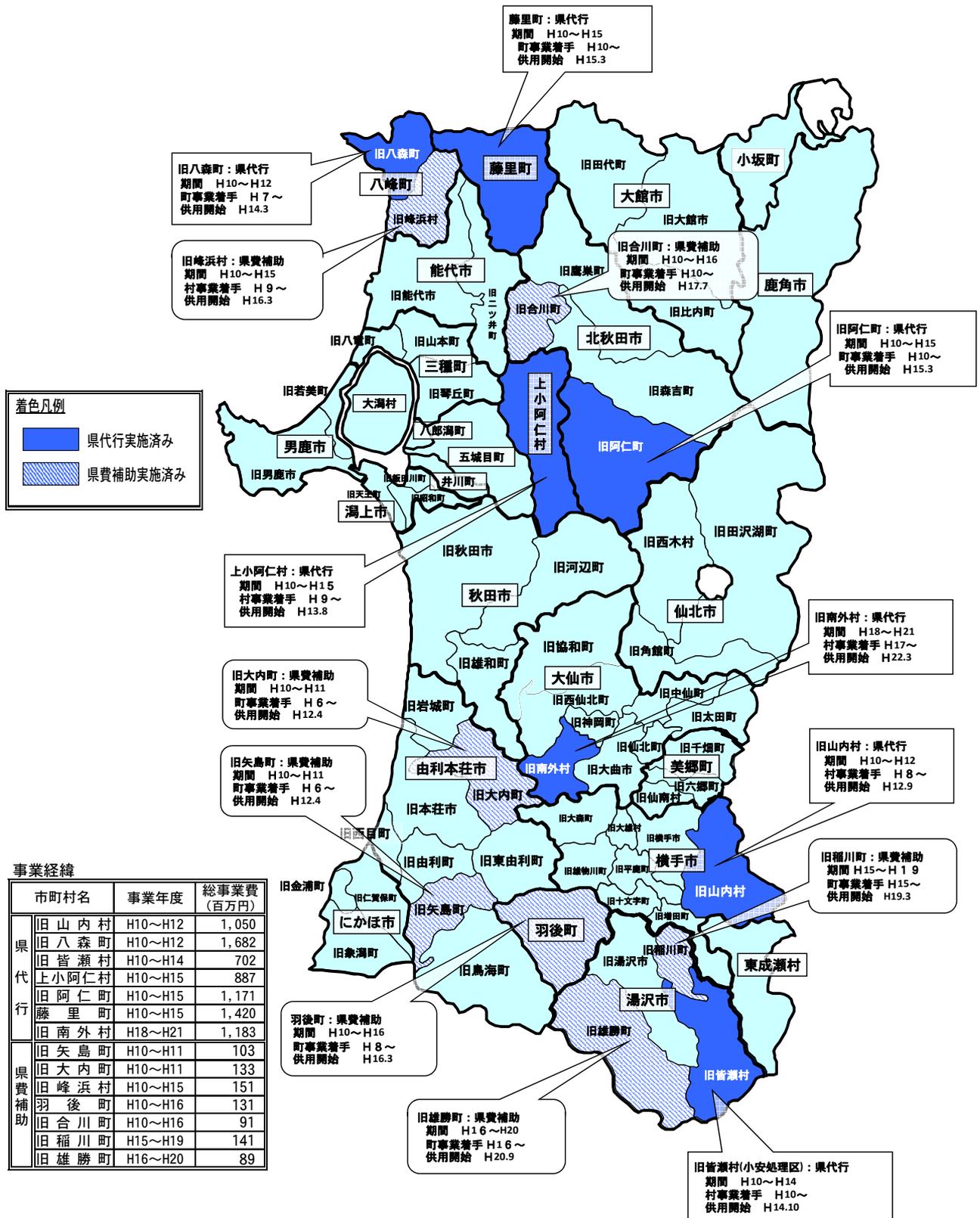
地域振興局別 下水道接続率

振興局名	処理区域内人口	接続済人口	H29末接続率
鹿角	17,492	11,027	63.0%
北秋田	56,925	44,549	78.3%
山本	45,367	37,362	82.4%
秋田	360,937	319,092	88.4%
由利	50,746	44,697	88.1%
仙北	48,257	34,413	71.3%
平鹿	44,817	32,030	71.5%
雄勝	25,825	16,251	62.9%
県計	650,366	539,421	82.9%

地域振興局別 接続率グラフ



⑤ 県代行・県費補助の実施状況



○公共下水道県代行業業（県代行）とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部（処理場、幹線管渠）を代行して整備する事業。財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

○公共下水道県費補助事業（県費補助）とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。下水道整備が立ち遅れている市町村を支援するため、県代行業業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

⑥ 公共下水道事業の計画概要

公共下水道 整備量・整備率

平成30年3月31日現在

事業主体	処理区名	単独流開の別	旧市町村名	下水道法				都市計画法		供用開始年月日	排除方式	全体計画			事業計画			平成29年度末整備量		
				事業計画年月日		完了年次		決定年月日※	事業認可年月日※			計画面積(ha)	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m³/日)	計画面積(ha)	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m³/日)	整備済み面積(ha)	面積整備率(%)	
				当初	最新	事業計画年次	全体計画年次												c/a	認可c/b
秋田市	八橋	単独	秋田市	S 7. 5. 18	H29. 3. 31	H32	H37	H25. 2. 25	H29. 3. 31	S45. 4. 1	合流	838.0	37,620	25,559	838.0	40,330	27,320	827.3	98.7	98.7
				S51. 4. 1	H30. 3. 19	H32	H37	H26. 7. 1	H30. 3. 23	H 5. 4. 1	分	7,466.3	242,595	157,455	6,836.4	247,735	132,226	5,409.1	72.4	79.1
	臨海	流開	河辺町 雄和町	H 1. 7. 7	H30. 3. 19	H32	H37	H26. 7. 1	H30. 3. 23	H 4. 4. 1	分	49.5	715	257	49.5	715	257	42.2	85.2	85.2
	下浜南	単独	秋田市	H 3. 8. 6	H23. 3. 31	H28	H28	H25. 2. 25	H23. 3. 25	H 4. 4. 1	分	25.0	160	184	25.0	190	107	25.0	100.0	100.0
	羽川	単独	秋田市	S63. 8. 16	S63. 8. 16	S63	S63	【特環】	【特環】	H 1. 4. 1	分	97.0	90	1,829	97.0	870	2,300	44.9	46.3	46.3
太平山	単独	秋田市	H 1. 9. 18	H15. 3. 25	H21	H21	【特環】	【特環】	H 3. 8. 1	分	8,475.8	281,180	185,284	7,845.9	289,840	162,210	6,292.6	74.2	80.2	
秋田市計											1,763.1	28,000	18,449	927.5	25,380	16,540	825.8	46.8	89.0	
能代市	能代	単独	能代市	S24. 4. 7	H27. 3. 6	H32	H52	H27. 1. 16	H27. 3. 6	S59. 10. 1	分	2,642.0	46,600	25,740	2,078.4	38,320	21,051	1,825.1	69.1	87.8
横手市	横手	流開	横手町 増田町 平鹿町 雄物川町 十文字町 大雄村	S58. 9. 14						H 1. 4. 1	分	2,642.0	46,600	25,740	2,078.4	38,320	21,051	1,825.1	69.1	87.8
				H 1. 9. 8					H 5. 10. 1	分										
				H 1. 9. 5	H25. 3. 25	H30	H32	H30. 1. 12	H25. 3. 18	H 9. 4. 1	分									
				H 1. 9. 6						H 8. 4. 1	分									
				H 1. 10. 13						H 6. 4. 1	分									
相野々	単独	山内村	H 8. 7. 26	H17. 3. 29	H22	H32	H25. 3. 15	H26. 1. 30	H12. 9. 1	分	51.7	2,744	907	51.7	1,800	763	51.7	100.0	100.0	
横手市計										2,693.7	49,344.0	26,647	2,130.1	40,120.0	21,814	1,876.8	69.7	88.1		
大館市	大館	流開	大館市 比内町 田代町	S62. 11. 9						H 4. 4. 1	分	2,327.0	37,700	19,214	1,918.4	43,670	21,459	1,453.5	62.5	75.8
				H 1. 7. 4	H29. 2. 6	H32	H52	H28. 11. 11	H29. 3. 10	H 6. 4. 1	分									
男鹿市	臨海	流開	男鹿町 若美町	S54. 2. 9	H28. 9. 8	H32	H37	H28. 7. 27	H28. 9. 21	H 1. 4. 1	分	1,364.6	19,000	8,595	948.0	20,460	9,083	831.8	61.0	87.7
				S63. 7. 12				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分									
湯沢市	湯沢	単独	湯沢市	H 3. 7. 17	H29. 3. 21	H32	H47	H 9. 12. 8	H29. 3. 24	H 8. 4. 1	分	818.0	13,060	6,935	602.5	14,980	7,952	496.8	60.7	82.5
	大谷	単独	福川町	H14. 3. 27	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	分	1.3	30	11	1.3	38	14	1.3	100.0	100.0
	福川	単独	福川町	H15. 4. 11	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H19. 3. 31	分	86.9	1,810	800	86.9	2,210	980	86.9	100.0	100.0
	院内	単独	雄勝町	H16. 4. 13	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H20. 9. 1	分	45.2	820	270	45.2	1,030	330	43.4	96.0	96.0
	小安	単独	皆瀬村	H11. 1. 27	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H14. 10. 1	分	26.9	900	200	26.9	900	200	26.9	100.0	100.0
	皆瀬	単独	皆瀬村	H14. 3. 27	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	分	15.5	719	110	15.5	747	119	15.5	100.0	100.0
	湯沢市計											993.8	17,339	8,326	778.3	19,905	9,595	670.8	67.5	86.2
鹿角市	鹿角	単独	鹿角市	S63. 11. 28	H30. 3. 1	H32	H52	H29. 11. 29	H30. 3. 5	H 7. 4. 1	分	899.5	11,490	6,336	640.0	12,160	6,363	527.7	58.7	82.5
	湯瀬	単独	鹿角市	H17. 4. 12	H29. 2. 13	H32	H52	H29. 2. 14	H22. 4. 1	H 2. 4. 1	分	20.0	190	754	20.0	270	400	14.4	71.9	71.9
鹿角市計											919.5	11,680	7,090	660.0	12,430	6,763	542.1	59.0	82.1	
由利本荘市	本荘	単独	本荘市	S57. 1. 6	H25. 3. 25	H30	H37	H24. 12. 7	H25. 3. 21	H 2. 4. 1	分	1,114.6	32,600	17,625	643.2	21,570	11,023	454.5	40.8	70.7
	矢島	単独	矢島町	H 6. 12. 5	H19. 3. 19	H22	H22	H24. 12. 7	H19. 2. 4	H12. 4. 1	分	180.0	4,000	2,470	180.0	4,000	2,470	159.5	88.6	88.6
	道川	単独	岩城町	S60. 11. 26	H21. 3. 25	H25	H32	【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分	179.0	3,500	1,306	179.0	3,500	1,306	150.9	84.3	84.3
	前郷	単独	由利町	S63. 12. 18	H10. 4. 6	H17	H17	【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分	97.0	2,410	1,326	97.0	2,410	1,289	94.0	96.9	96.9
	西目	単独	西目町	S63. 12. 19	H13. 7. 17	H18	H27	【特環】	【特環】	H 7. 9. 1	分	223.0	5,700	3,390	165.5	5,050	1,993	165.4	74.2	92.9
	岩谷	単独	大内町	H 6. 9. 21	H20. 1. 17	H24	H27	【特環】	【特環】	H12. 3. 23	分	212.4	4,600	2,840	212.4	4,600	2,390	212.0	99.8	99.8
	由利本荘市計											2,006.0	52,810	28,957	1,477.1	41,130	20,471	1,236.3	61.6	83.7
	湯上町	湯上	流開	昭和町 飯田川町 天王町	S51. 3. 10						S61. 4. 1	分	1,590.4	29,520	13,309	1,398.7	29,830	12,846	1,246.8	78.4
S57. 12. 28	H27. 3. 11	H31	H32	H20. 3. 3	H28. 3. 30	S63. 4. 1	分													
S54. 2. 9						S61. 4. 1	分													
大仙市	大曲	流開	大曲市 神岡町 仙北町 中仙町	S57. 3. 29						S63. 4. 1	分	1,254.2	27,580	13,407	1,254.2	27,580	13,407	1,158.5	92.4	92.4
				H13. 9. 4	H24. 3. 28	H30	H32	H24. 8. 1	H24. 3. 28	H19. 3. 31	分									
				H 4. 10. 16				【特環】	【特環】	H 8. 6. 1	分									
				S62. 10. 27				【特環】	【特環】	H 3. 10. 1	分									
	刈和野	単独	西仙北町	H 5. 12. 13	H18. 2. 10	H23	H32	H24. 8. 1	H25. 12. 3	H10. 4. 1	分	156.0	3,100	1,697	156.0	3,100	1,451	103.5	66.3	66.3
	強首	単独	西仙北町	H 6. 12. 16	H15. 3. 25	H20	H22	【特環】	【特環】	H10. 4. 1	分	30.0	800	378	30.0	800	370	30.0	100.0	100.0
	協和	単独	協和町	H 5. 9. 29	H19. 3. 19	H20	H32	【特環】	【特環】	H 9. 3. 31	分	102.0	2,400	1,330	102.0	2,850	1,292	102.0	100.0	100.0
南外	単独	南外村	H17. 5. 27	H23. 3. 31	H30	H32	【特環】	【特環】	H 22. 3. 31	分	76.0	1,920	760	41.2	980	388	36.2	47.6	87.7	
大仙市計											1,618.2	35,800	17,572	1,583.4	35,310	16,908	1,430.1	88.4	90.3	
北秋田市	鷹巣	単独	鷹巣町	H 3. 8. 23	H25. 3. 25	H30	H37	H24. 9. 10	H25. 3. 29	H 10. 4. 1	分	693.0	13,600	7,000	449.3	9,650	4,870	410.4	59.2	91.3
	米内沢	単独	森吉町	H 2. 11. 26	H18. 3. 20	H23	H27	H24. 9. 10	H25. 3. 29	H 9. 4. 1	分	258.0	4,200	2,285	187.4	3,810	1,696	178.2	69.1	95.1
	阿仁合	単独	阿仁町	H10. 6. 9	H20. 3. 28	H22	H27	【特環】	【特環】	H15. 3. 31	分	93.0	2,500	1,070	93.0	2,500	1,010	92.2	99.1	99.1
	合川	単独	合川町	H10. 9. 2	H21. 3. 30	H25	H27	H24. 9. 10	H25. 3. 29	H17. 7. 1	分	98.0	2,000	1,100	98.0	2,000	1,000	94.3	96.2	96.2
	北秋田市計											1,142.0	22,300	11,455	827.7	17,960	8,576	775.1	67.9	93.6
にかほ市	にかほ	単独	仁賀保町 金浦町 象潟町	H 5. 1. 29	H27. 3. 6	H30	H37	H22. 7. 23	H27. 3. 25	H10. 4. 1	分	874.0	15,970	9,973	847.0	17,540	10,682	629.4	72.0	74.3
										H10. 4. 1	分									
仙北市	大曲	流開	角館町 田沢湖	S62. 11. 9	H29. 3. 27	H32	H37	H29. 3. 3	H29. 3. 27	H 6. 4. 15	分	395.0	6,420	3,552	321.2	6,040	3,336	253.1	64.1	78.8
				S55. 3. 6	H29. 3. 27	H32	H37	H29. 3. 3	H29. 3. 27	S61. 6. 1	分	348.1	3,860	3,038	321.4	3,950	3,058	263.2	75.6	81.9
小坂町	鹿角	流開	小坂町 十和田湖	H 7. 11. 8	H28. 3. 30	H32	H52	H24. 7. 21	H28. 3. 17	H10. 4. 1	分	230.8	2,100	832	184.6	3,500	1,364	141.2	61.2	76.5
				S56. 10. 19	H16. 3. 25	H21	H22	【特環】	【特環】	H 3. 4. 1	分	102.0	6,774	2,130	53.9	6,509	2,017	53.9	52.8	100.0
小坂町計											332.8	8,874	2,962	238.5	10,009	3,381	195.1	58.6	81.8	
上小阿仁村	沖田面	単独	上小阿仁村	H 9. 5. 14	H18. 8. 10	H15	H27	【特環】	【特環】	H13. 8. 1	分	57.0	1,600	760	57.0	1,600	710	57.0	100.0	100.0
藤里町	藤里	単独	藤里町	H10. 6. 29	H29. 6. 23	H32	H47	【特環】	【特環】	H15. 3. 1	分	100.0	3							

4) 下水道終末処理場の概要

(平成30年3月31日現在)

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	水処理能力(日最大)			流入水量		池数			水処理方式
					全体(m ³ /日)	認可(m ³ /日)	現有(m ³ /日)	日最大(m ³ /日)	日平均(m ³ /日)	全体	認可	現有	
秋田県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57.4	195,000	200,000	120,000	154,988	84,085	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63.4	23,200	21,600	16,200	27,483	9,480	5	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H1.4	25,800	24,600	24,600	28,169	11,717	4	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H4.4	20,000	18,000	15,000	12,176	8,735	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H7.4	8,200	8,200	8,200	6,056	3,605	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道計 (5処理場)					272,200	272,400	184,000	228,872	117,622	21	18	14	
秋田市	八橋下水道終末処理場	八橋	合流	S45.4	62,000	62,000	62,000	35,890	25,758	13	13	13	標準活性汚泥法
	羽川浄化センター	羽川	分流	H1.4	380	380	380	212	193	4	4	4	接触ばっ気法
	金足浄化センター	小泉潟	分流	H2.4	370	370	370	170	145	2	2	2	OD法
	仁別浄化センター	太平山	分流	H3.8	2,300	2,300	1,150	435	284	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能代	分流 (一部合流)	S59.10	17,700	17,700	17,700	13,613	9,376	3	3	3	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12.9	1,040	780	780	813	392	4	3	3	土壌被覆型曝気接触酸化法
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H8.4	13,200	8,800	6,600	3,768	3,350	6	4	3	OD法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	299	184	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18.3	230	230	230	177	64	1	1	1	土壌被覆型曝気接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19.3	850	850	850	746	576	1	1	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分流	H20.9	600	600	600	195	132	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22.4	800	400	400	43	18	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H3.4	18,600	13,400	8,200	5,681	4,116	5	4	3	標準活性汚泥法
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	998	617	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,895	1,785	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H7.4	1,330	1,330	887	573	428	3	3	2	接触ばっ気法
	西目浄化センター	西目	分流	H7.9	3,390	2,200	2,200	1,992	1,537	3	3	2	POD法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12.3	3,000	2,300	1,600	2,232	924	4	3	2	OD法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	913	590	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	1,730	577	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分流	H10.4	380	380	380	236	95	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	93	70	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H9.4	1,530	1,740	1,740	1,198	753	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10.4	5,200	5,000	3,000	2,859	2,177	7	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	539	277	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合川	分流	H17.7	1,240	1,100	1,100	1,075	463	4	4	4	土壌被覆型曝気接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10.4	10,000	10,000	7,150	5,765	4,249	7	7	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	4,194	1,478	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13.8	800	800	800	401	245	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	994	676	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14.3	1,800	1,800	1,700	707	529	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	617	385	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,572	1,028	3	2	2	OD法
単独公共下水道計 (33処理場)					166,670	152,990	137,797	92,625	63,471	110	101	88	
合計					438,870	425,390	321,797	321,497	181,093	131	119	102	

5) 下水汚泥の状況

平成29年度 年間実績

① 下水汚泥の処理処分状況

下水道 管理者	処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備 考	
		水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地		
秋田県	流域 下水道	秋田臨海 処理センター	30,712	180	30,712	3.2	17,965.3	79.5	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化 -脱水(BP, SP)-焼却
		大曲処理センター	3,459	200	3,459	5.9	2,349.6	75.7	炭化	炭化製品	濃縮-消化-脱水(SP)
		横手処理センター	4,279	120	4,279	3.4	3,217.2	75.9	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水 (回転加圧)-炭化
		大館処理センター	3,189	249	3,189	10.6	1,971.1	77.7	焼却	秋田県環境保全センター	浮上濃縮-脱水 (回転加圧)-炭化(大曲)
		鹿角処理センター	1,316	212	1,316	5.2	1,084.6	77.3	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水 (BP, 遠心)-焼却(臨海)
		特環 公共	十和田湖水きらきら センター(秋田県分)	76				24.3	82.2	コンポスト	県南環境保全センター(株) (青森県)
	流域下水道 計		42,955 千m3				29,589.9 ton				
						濃縮汚泥 0.0 m3					
秋田市	八橋終末処理場	18,929	182	18,929	5.2	6,051.1	73.0	熔融 (ゴミと混焼)	秋田市総合環境センター	濃縮-脱水(RP)	
	羽川浄化センター	74	158	74	3.2					濃縮汚泥を八橋終末処理 場で一括処理	
	金足浄化センター	55	177	55	1.1					濃縮汚泥を八橋終末処理 場で一括処理	
	仁別浄化センター	102	36	102	5.8					実績無し	
能代市	能代終末処理場	4,852	148	4,852	2.0	1,191.8	78.7	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(SP)	
横手市	山内浄化センター	143	190	143	2.3	716.5	98.0	焼却	横手市衛生センター	濃縮汚泥(m3)	
湯沢市	湯沢浄化センター		1,222	310	1,222	2.0	650.6	82.8	焼却	三菱マテリアル(株)	濃縮-脱水(遠心)
							199.4	82.8	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	濃縮-脱水(遠心)
							68.3	82.8	陸上埋立	県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
	小安浄化センター	67	46	67	1.8	5.1	14.7	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥	
	皆瀬浄化センター	23	52	23	3.1					濃縮汚泥を小安浄化 センターで一括処理	
	稲川浄化センター		210	260	210	3.0	136.5	81.1	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
							8.8	81.1	焼却	三菱マテリアル(株)	脱水(SP)
	院内浄化センター	48	280	48	6.0	29.7	83.5	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)	
鹿角市	湯瀬浄化センター	6	273	6	2.4	-	-	-	-	実績無し	
由利本荘市	水林浄化センター	1,502	221	1,502	3.4	1,161.5	76.9	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)	
	矢島浄化センター	230	217	230	3.7	187.3	88.9	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)	
	道川浄化センター	636	119	636	11.3	205.1	82.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多重円盤)	
	前郷浄化センター	159	188	159	12.3	604.0	98.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	岩谷浄化センター	337	195	337	2.9	2,629.7	98.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	西目浄化センター	564	255	564	5.2	3,340.9	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
大仙市	刈和野 浄化センター	225	288	225	1.6	17.3	11.6	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥	
	強首浄化センター	39	175	39	2.5	5.0	7.2	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥	
	協和中央 浄化センター		214	170	214	1.4	36.2	83.8	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
							148.8	83.8	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠心)
	南外 浄化センター	26	268	26	1.3	12.3	82.8	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多重円盤)	
北秋田市	鷹巣浄化センター	795	170	795	2.3	679.3	84.2	焼却	エコシステム秋田㈱ 北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠心)	
	米内沢 浄化センター	275	170	275	3.1	221.6	81.2	焼却	エコシステム秋田㈱ 北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠心)	
	阿仁合 浄化センター	101	150	101	1.5	29.1	56.8	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心) -乾燥	
	合川浄化センター		169	235	169	2.7	66.4	84.1	焼却	エコシステム秋田㈱ 北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠心)
にかほ市	笹森 クリーンセンター	1,550	139	1,550	2.1	866.2	82.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)	
仙北市	田沢湖 浄化センター	539	157	539	7.5	140.2	66.9	焼却	仙北市環境保全センター	脱水(BP)	
上小阿仁村	沖田面 浄化センター	92	165	92	1.6	14.8	50.0	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠心)-乾燥	
藤里町	藤里浄化センター	247	173	247	1.5	32.9	26.8	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	脱水(多重円板)-乾燥	
八峰町	八森浄化センター	195	114	195	2.1	130.7	86.2	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)	
	沢目浄化センター	143	140	143	5.3	89.9	84.7	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(多重円盤)	
羽後町	西馬音内 浄化センター	373	208	373	2.9	263.0	83.3	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水 (多重円盤)	
単独公共下水道 計		34,142 千m3				12,648.9 ton					
						濃縮汚泥 7,291.1 m3					
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)		77,097 千m3				42,238.8 ton					
						濃縮汚泥 7,291.1 m3					

BP:ベルトプレス
SP:スクレーププレス
RP:ロータリープレス

② 下水汚泥の現状

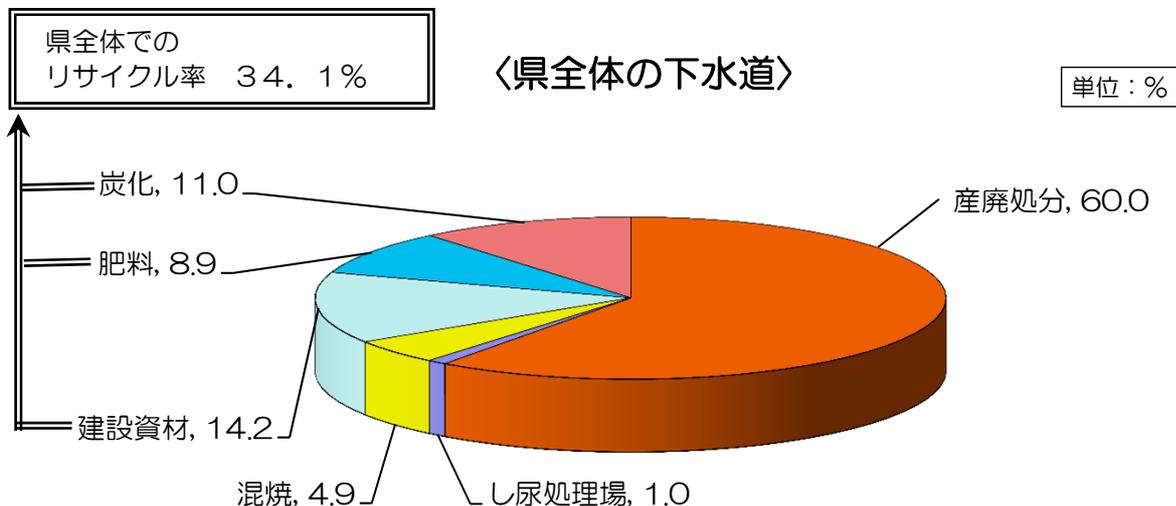
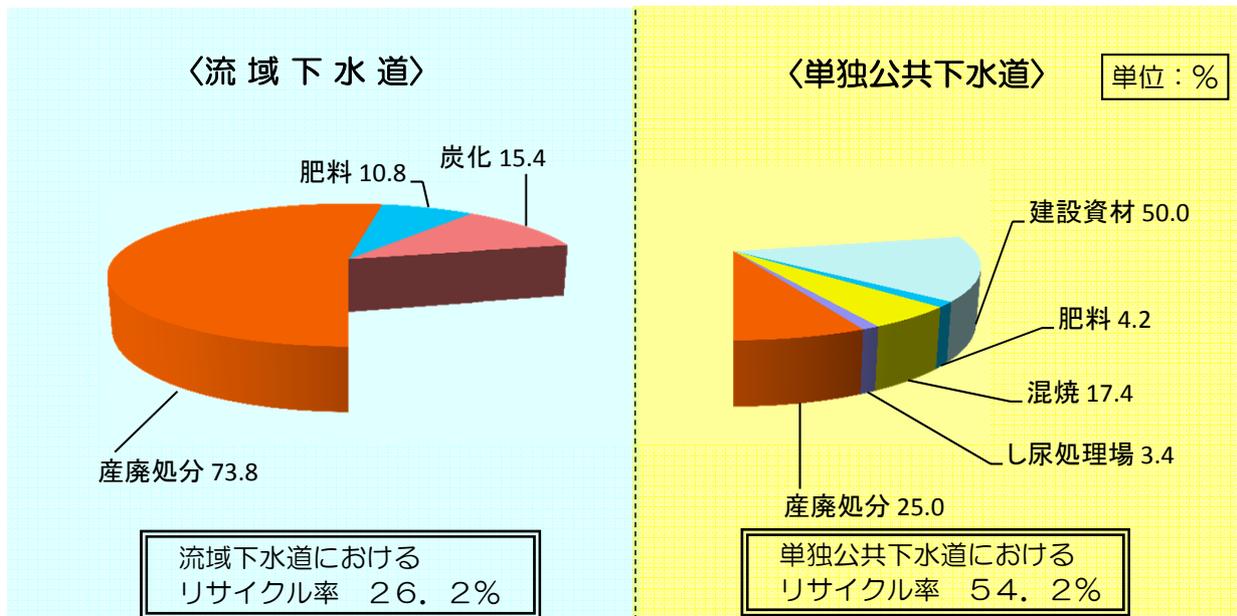
イ) 県内の発生状況 (H29年度実績)

49,530 WT-ton/年 ※12,289 DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 29,590 WT-ton/年 ※8,794 DS-ton/年 (71.6)%	〈単独公共下水道〉 19,940 WT-ton/年 ※3,496 DS-ton/年 (28.4)%

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固形物量

ロ) H29年度汚泥処理処分状況 (構成比率)



※汚泥処理の途中段階である消化ガス利用は含まれない。

H28年度版までは、消化行程後の汚泥量で算出していたが、H29年度版からは、全国の調査方法と整合を図った。

(3) 全国の汚水処理人口普及状況

(平成29年度末)

処 理 施 設 名	汚 水 処 理 人 口	普及率
公 共 下 水 道	10,031 万人	78.8%
農 業 集 落 排 水 施 設 等	344 "	2.7%
合 併 処 理 浄 化 槽	1,175 "	9.2%
浄化槽市町村整備推進事業等分	84 "	0.7%
浄化槽設置整備事業分	607 "	4.8%
上記以外分	484 "	3.8%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	21 "	0.2%
合 計	11,571 万人	90.9%
総 人 口 (住 民 基 本 台 帳 人 口)	12,732 万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。

1) 都道府県別普及状況 (%)

(平成29年度末)

都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道
北 海 道	95.4%	91.0%	大 阪 府	97.7%	95.8%
青 森 県	79.0%	59.8%	兵 庫 県	98.8%	92.9%
岩 手 県	80.8%	59.1%	奈 良 県	89.4%	79.9%
宮 城 県	91.2%	81.2%	和 歌 山 県	63.6%	27.3%
秋 田 県	86.7%	64.6%	鳥 取 県	93.6%	70.5%
山 形 県	91.8%	76.4%	島 根 県	79.3%	48.3%
福 島 県	82.6%	53.3%	岡 山 県	86.1%	67.1%
茨 城 県	84.0%	61.8%	広 島 県	87.9%	74.7%
栃 木 県	86.2%	66.3%	山 口 県	86.6%	65.6%
群 馬 県	80.5%	53.8%	徳 島 県	60.4%	18.1%
埼 玉 県	91.7%	80.8%	香 川 県	76.6%	44.8%
千 葉 県	88.0%	74.2%	愛 媛 県	78.1%	53.7%
東 京 都	99.8%	99.5%	高 知 県	72.5%	38.0%
神 奈 川 県	98.0%	96.7%	福 岡 県	92.1%	81.6%
新 潟 県	87.2%	75.0%	佐 賀 県	82.8%	60.3%
富 山 県	96.6%	84.8%	長 崎 県	80.2%	62.3%
石 川 県	93.9%	83.5%	熊 本 県	86.8%	68.2%
福 井 県	95.7%	79.6%	大 分 県	75.8%	50.4%
山 梨 県	82.2%	65.9%	宮 崎 県	85.1%	59.4%
長 野 県	97.8%	83.7%	鹿 児 島 県	80.1%	42.0%
岐 阜 県	92.2%	75.8%	沖 縄 県	85.6%	71.5%
静 岡 県	80.7%	63.1%			
愛 知 県	90.4%	78.0%			
三 重 県	84.4%	53.6%	全 国 計	90.9%	78.8%
滋 賀 県	98.7%	89.7%	秋 田 県 順 位	86.7%	64.6%
京 都 府	98.0%	94.4%		24位	29位

平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。

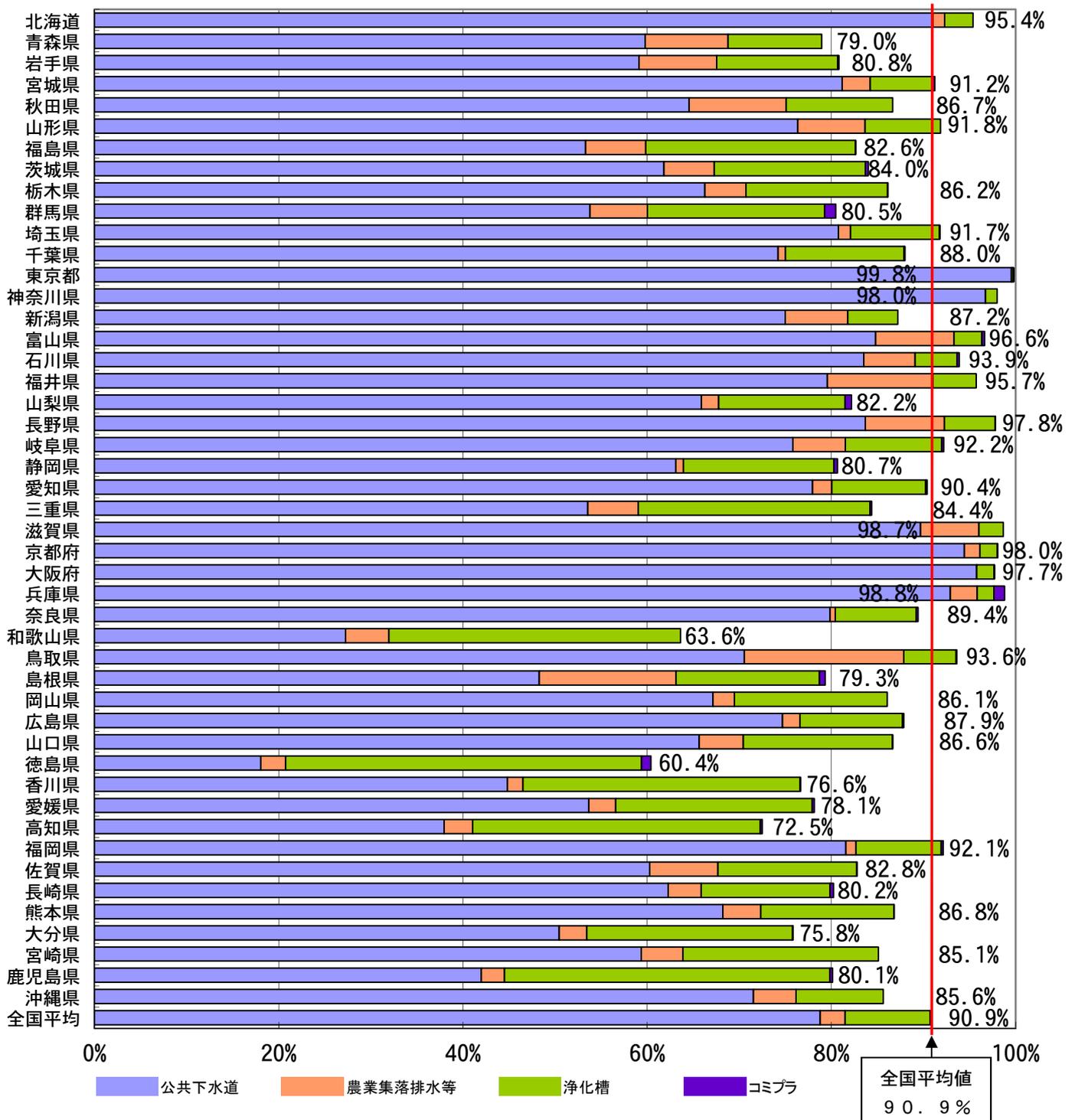
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成29年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	公共下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ ・プラント (千人)
							浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	浄化槽設置 整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	95.4%	5,311	5,065	4,833	68	164	56	67	42	0
青森県	79.0%	1,298	1,025	776	117	132	12	40	79	0
岩手県	80.8%	1,256	1,015	743	106	165	41	96	28	2
宮城県	91.2%	2,302	2,100	1,868	70	155	37	79	38	6
秋田県	86.7%	1,008	873	650	106	116	22	68	27	0
山形県	91.8%	1,100	1,011	840	80	90	19	46	24	0
福島県	82.6%	1,844	1,524	983	121	420	40	242	138	0
茨城県	84.0%	2,941	2,470	1,818	161	482	13	197	272	10
栃木県	86.2%	1,979	1,705	1,311	88	304	6	238	60	1
群馬県	80.5%	1,985	1,598	1,068	124	382	23	234	124	24
埼玉県	91.7%	7,362	6,754	5,947	95	711	23	189	499	1
千葉県	88.0%	6,297	5,541	4,673	51	809	11	302	496	8
東京都	99.8%	13,668	13,636	13,605	2	27	4	9	14	2
神奈川県	98.0%	9,175	8,991	8,872	3	116	3	37	76	0
新潟県	87.2%	2,270	1,979	1,702	154	123	16	45	63	0
富山県	96.6%	1,066	1,030	904	91	32	1	19	11	3
石川県	93.9%	1,146	1,075	957	64	52	10	14	29	3
福井県	95.7%	787	754	626	90	37	3	27	8	0
山梨県	82.2%	835	686	550	16	115	8	47	60	6
長野県	97.8%	2,105	2,059	1,761	181	116	16	77	22	1
岐阜県	92.2%	2,046	1,886	1,551	117	214	9	132	73	4
静岡県	80.7%	3,731	3,009	2,355	31	610	15	354	241	14
愛知県	90.4%	7,541	6,817	5,879	157	771	22	249	499	11
三重県	84.4%	1,827	1,542	979	100	460	19	230	210	3
滋賀県	98.7%	1,417	1,398	1,271	90	37	0	14	23	0
京都府	98.0%	2,556	2,505	2,413	43	49	11	25	13	0
大阪府	97.7%	8,844	8,639	8,469	1	168	4	27	137	0
兵庫県	98.8%	5,573	5,506	5,178	162	102	8	65	29	64
奈良県	89.4%	1,367	1,222	1,092	8	120	4	35	82	3
和歌山県	63.6%	970	617	264	46	307	14	183	110	0
鳥取県	93.6%	567	531	400	98	32	5	14	13	0
島根県	79.3%	688	546	332	102	107	29	47	32	4
岡山県	86.1%	1,913	1,647	1,285	45	317	18	205	95	0
広島県	87.9%	2,839	2,494	2,120	55	316	14	153	149	4
山口県	86.6%	1,388	1,203	911	67	225	8	137	80	0
徳島県	60.4%	753	455	136	20	291	14	163	114	8
香川県	76.6%	988	757	443	17	297	14	234	49	0
愛媛県	78.1%	1,387	1,084	745	40	296	25	166	105	3
高知県	72.5%	720	522	273	22	225	14	127	84	2
福岡県	92.1%	5,117	4,715	4,173	56	474	59	290	125	12
佐賀県	82.8%	829	687	500	61	125	39	65	21	1
長崎県	80.2%	1,369	1,099	853	49	191	16	135	41	5
熊本県	86.8%	1,780	1,545	1,215	73	257	31	176	51	0
大分県	75.8%	1,163	882	587	35	260	11	168	80	1
宮崎県	85.1%	1,105	940	656	50	235	18	182	34	0
鹿児島県	80.1%	1,643	1,317	690	41	580	47	410	123	5
沖縄県	85.6%	1,465	1,255	1,048	68	139	13	6	121	0
合計	90.9%	127,323	115,712	100,306	3,440	11,754	844	6,066	4,844	211

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

3) 都道府県別 生活排水処理人口普及率 (平成29年度末)



・全国生活排水処理人口普及率：90.4% (H28) → 90.9% (H29)
 ≪普及率は0.5%UP≫

・都道府県の普及水準に大きな格差 (60.4%~99.8%)
 → 早急な生活排水処理施設の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。

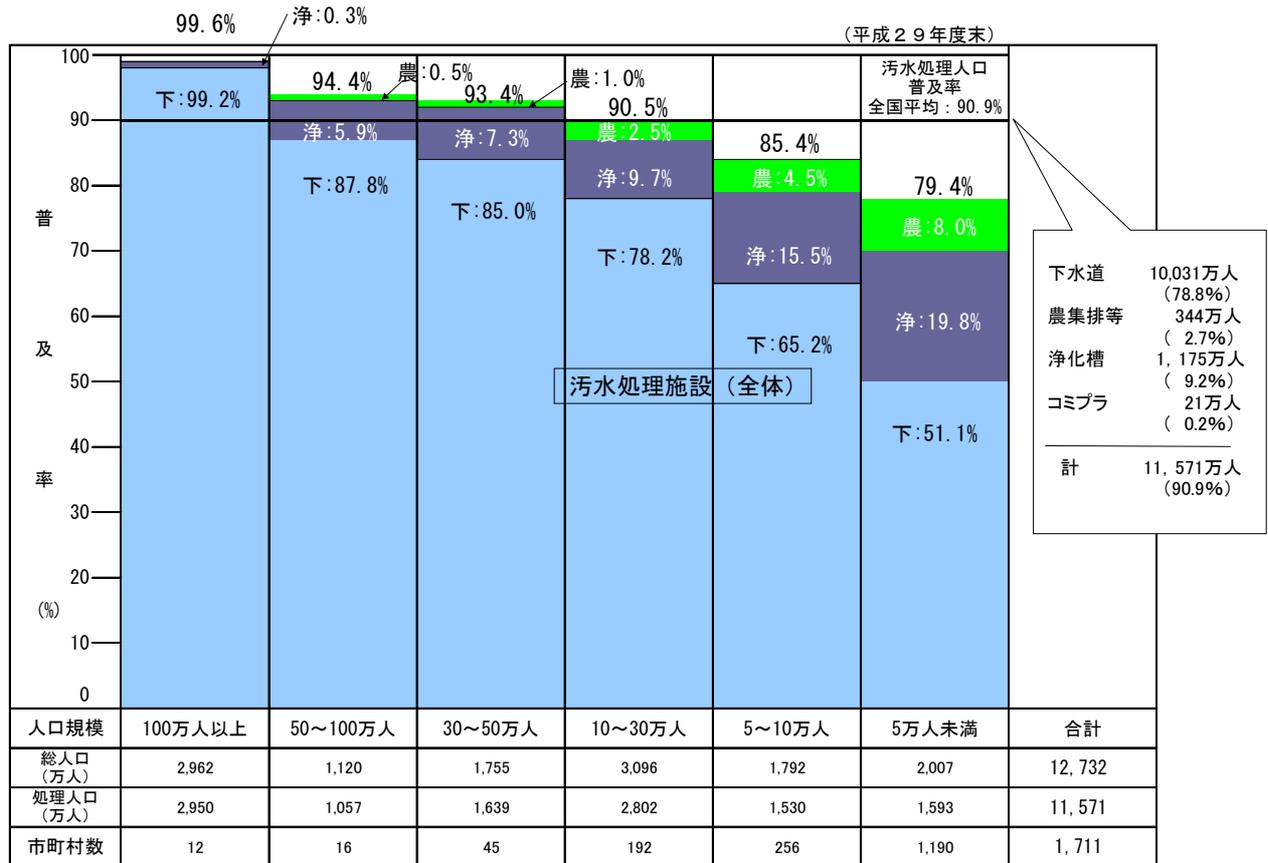
※平成29年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村 (楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村) を除いた値を公表している。

4) 人口規模別生活排水処理普及状況

普及率は0.5%UP。今後も早急な普及の促進が必要。
 (平成29年度末の生活排水処理整備状況)

生活排水処理人口普及率：90.4%(H28)→90.9%(H29)

都市規模別で見た生活排水処理普及状況



- (注) 1. 総市町村数1,711の内訳は、市 788、町 741、村 181 (東京都区部は市数に1市として含む)
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
 4. 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた値を公表している。



人口5万人未満の中小市町村では普及率79.4%にすぎない。

4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

(1) 下水道使用料

平成30年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系		基本 水量 (m ³ /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線				
秋田市	0 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	1,020 181 226 249 305 352 427	10	1,020	税抜き	3,056
能代市	0 6 10 20 30 50 100	500 82 150 164 177 205	0	500	税抜き	3,339
横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	700 140 149 158 167 176 185 194	5	700	税抜き	3,121
大館市	0 10 20 50 100	1,400 150 160 190 210	10	1,400	税抜き	3,132
男鹿市	0 10 20 50 100	1,620 162.0 172.8 205.2 226.8	10	1,620	税込み	3,240
湯沢市	旧湯沢市、旧皆瀬町、旧雄勝町地区	0 6 20 50 100 1,268 167 177 188 198 (公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律84円)	6	1,268	税込み	3,606
	旧稲川町地区	0 6 20 50 100 4,468 167 177 188 198 (公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律84円)	6	4,468	税込み	6,806
鹿角市	0 10 20 50 100	1,500 160 170 180 190	10	1,500	税抜き	3,348
由利本荘市	0 10 20 50 100	514 123 154 174 195 216	0	514	税込み	3,284
潟上市	0 10 30 50 100	1,296 172 194 205 237	10	1,296	税込み	3,016
大仙市	大(従量制)	0 10 30 50 100 1,510 165 174 206 237	10	1,510	税込み	3,160
	大(定額制)	(基本使用料1戸当り1,510円) + (人員割世帯人員1人につき 535円)	-	1,510	税込み	3,115
北秋田市	0 10 20 30 40 50 100	1,300 140 150 160 170 180 190	10	1,300	税抜き	2,915
にかほ市	0 10 20 50 100	1,100 130 150 170 200	10	1,100	税抜き	2,592
仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	756 108 140.4 151.2 162.0 172.8 183.6 194.4	5	756	税込み	2,700
小坂町	0 5 10 20 50 100	750 170 190 200 210 220	5	750	税抜き	3,780
上小阿仁村	(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】))		-	1,715	税抜き	3,705
藤里町	0 10 20 50 100	1,200 120	10	1,200	税抜き	2,592
三種町	0 10 100 500 1,000	1,512 151.2 140.4 129.6 118.8	10	1,512	税込み	3,024
八峰町	0 10 20 50 100	1,620 162	10	1,620	税込み	3,240
五城目町	0 10 30 100	1,100 110 120 130	10	1,100	税抜き	2,376
八郎潟町	0 5 10 20 50 100	750 150	5	750	税抜き	3,240

平成30年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系		基本 水量 (m3/月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)	
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線					
井 川 町	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	1,540 154	(m3)	10	1,540	税込み	3,080
大 湯 村	0 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	2,175 217	(円)	10	2,175	税抜き	4,692
美 郷 町	0 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	1,337 153	(円)	10	1,337	税込み	2,867
羽 後 町	0 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	1,620 161 173 194 216	(円)	10	1,620	税込み	3,230
県・十和田湖	0 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	900 110 160 250	(円)	10	900	税抜き	2,160

(2) 受益者負担金

平成30年4月現在

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金 制度等	備考			
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回数	納入月						
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	14.5% (督促状発送した10日以前は、7.25%)					
	平成5.4	旧河辺町全域											335		
	平成4.4	旧雄和町全域											335		
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5					
		出戸第1,浜通第1		1/5	370										
		長崎,出戸第2,浜通第2,向能代,中川原,東能代		1/5	480										
横手市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5 (1ヶ月まで7.25)					
		横手公共第2		1/3	480										
		横手公共第3		1/3	420										
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	(合算)								50,000		
					戸数割り 面積割り								280		
	平成元.4	平鹿公共	末端管渠費	100%									340		
	平成元.4	雄物川公共			(合算)								74,000		
					1戸当たり 宅地面積当たり								150		
	平成元.4	十文字公共	末端管渠費	30%									380		
	平成12.9	山内公共	総事業費	2.5%	(合算)								90,000		
戸数割り 面積割り					300										
平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%		330										
大館市	平成4.4	旧大館市全域	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 負担総額 の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%				
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390										
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350										
男鹿市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5	500㎡を 超える面積は 猶予				
		男鹿第3			410										
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4	200㎡未満					200					
					200~350㎡未満					300					
350~500㎡未満	400														
500㎡以上	500														
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 の10%				
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%	一般用(1戸当たり)								140,000		
					団体用1種(1箇所当たり)										
	団体用2種(1箇所当たり)														
	営業用(1箇所当たり)														
	平成20.9	院内	総事業費	4.3%	一般用					160,000					
(1戸当たり)															
団体用															
営業用	(1箇所当たり)														
平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%	一般・団体	160,000										
				営業用(人員割り20人以下定額)	200,000										
				営業用(人員割り50人以下人数割り)	10,000										
				営業用(人員割り50人超人数割り)	5,000										
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	特別基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5%(1ヶ月までは、特別基準割合に1.0%を加算した割合。ただし、上限7.25%)	負担金 の6%				
由利本荘市	平成3.4	本荘第1~5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5					
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%	戸数割り								30,000		
					1					1			7	14.5	
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100					10			12	毎月	14.6
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内	(合算)					350,000					
					戸数割り										
	平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%	戸数割り					200,000					
5					4	6,9,12,2	14.6								
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5	戸数割り	200,000										
				5	4	5,8,11,2	14.6								

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/m ²)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金制度等	備考	
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月				
潟上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
大仙市	昭和63.4	大曲第1 大曲第2 大曲第3 大曲第4 大曲第5 大曲第6 大曲第7	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時に	3	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
					398								
					390								
					410								
					430								
					430								
					430								
平成19.3	神岡		1基当たり	150,000	供用開始と同時に	3	1	12	14.6 (1ヶ月まで7.3)				
平成3.10	中仙第1~9	末端管渠費	100%	330	5	4	6,9,11,2						
平成9.3	協和		1戸当たり	150,000	5	1	3						
平成8.6	仙北		1受益者当たり	360,000	5	1	12						
平成10.4	西仙北		1受益者当たり	150,000	5	1	12						
平成22.3	南外		1基当たり	150,000	3	1	12						
北秋田市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時に	5	4				6,8,10,12	14.6
平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時に	5	4	6,8,10,1	14.6	負担金の5%			
平成15.3	阿仁		1戸当たり	100,000	供用開始と同時に	2~3	1	6	14.6				
平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし											
にかほ市	平成10.4	第1	末端管渠費 戸数割り	1/3	110,000	供用開始と同時に	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の9.5%		
仙北市	平成6.4	角館第1~4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時に	5	4	7,9,11,1	14.6	負担金の2~20%	過誤納の還付あり	
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255								
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277								
					320								
		宿	390										
		潟前	340										
	春山	総事業費	3/10	290									
平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290									
小坂町	平成10.4	全域	末端管渠費 戸数割り 面積割り	1/3	(合算) 105,000 100	供用開始と同時に	5	4	6,9,11,1	14.5			
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし											
藤里町	平成15.3	全域			1戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ				
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1m当たり350円 (上限450m ²)	供用開始と同時に	5	4	5,8,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の6%		
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5~6%									
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り		150,000								
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費			供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5	分担金の5%		
	平成16.3	(旧峰浜村)第1期 第2期(一部)	1受益地当たり		120,000	180,000							供用開始と同時に
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費 戸数割り	68%	170,000	供用開始と同時に	5	4	5,8,11,2	14.5			
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時に	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	(合算額)	供用開始と同時に	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金の6%		
			面積割り(330m ² 上限)		100								
			世帯人口割り		11,000								
			戸数割り		83,000								
大潟村	昭和44.5	受益者負担金制度なし											
美郷町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	(合算)	供用開始と同時に	5	4	6,8,10,12	14.6(督促状を發して10日を経過した日から) 7.3(督促状を發する前の期間及び督促状を發した日から10日まで)			
			個別均等割り		64,000								
			面積割(宅地面積当り)		119								
羽後町	平成16.4	西馬音内			1戸当たり	200,000	供用開始と同時に	5	4	7,9,11,2	14.6 7.3(督促状を發した日から10日まで)	分担金の10%	
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし											

(3) 水洗化助成・貸付制度

平成30年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
秋 田 市	・ 供用開始から3年以内は4万円、3年経過後は2万円（最高5槽まで） ・ 住宅リフォーム補助5万円（ただし、工事費50万円以上）	汲取便所と同様	一般住宅は、1戸70万円以内、貸家等1槽60万円以内、最高5槽まで300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	一般住宅は1戸30万円以内、貸家等は1槽当たり25万円以内、最高5槽まで125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能 代 市	住宅リフォーム補助 工事費の10% 限度額20万円	汲取便所と同様	対象工事1件当り 100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横 手 市			1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 館 市	住宅リフォーム支援 (いずれも工事費30万円以上) ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外移住 工事費の20%、限度額50万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男 鹿 市			便槽1個当り80万円 2個以上の場合は 1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内	50ヶ月均等償還	市負担			
湯 沢 市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後3ヶ年まで	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿 角 市	住宅リフォーム補助 工事費の20%（上限10万円※多 子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円）	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 2個以上の場合は 1個30万円 限度額150万円	50ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由 利 本 荘 市	住宅リフォーム補助 工事費の10% (工事費50万円以上) 限度額10万円	汲取便所と同様						
潟 上 市	住宅リフォーム補助 工事費の10% (工事費50万円以上に限る) 限度額20万円	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家7A ⁺ 等は 1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 仙 市	新規の接続に対して、完了検査後6ヶ月間、下水道使用料を免除 住宅リフォーム支援事業 工事費の10%補助（上限20万円）	汲取便所と同様	供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年経過 1世帯当り60万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
北 秋 田 市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
に か ほ 市	2万円以内	1万円以内	60万円	60ヶ月	1/2市負担	30万円	30ヶ月	1/2市負担
仙 北 市	住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%最大20万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円以内	50ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		

平成30年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度						
	汲 取 便 所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽			
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：15万円	汲取便所と同様	1世帯当り60万円 貸家7㎡等は 1戸30万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様		
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：50万円) 上限：20万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を負担		汲取便所と同様		
藤 里 町	・ 加入奨励金 3～7万円 ・ 積立奨励金 1～3万円 ・ 資金対策助成金 1～4万円 ・ 環境浄化促進助成金 (配管、柵、便器に助成)								
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万 円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様		
八 峰 町 (旧八森町地区)	八峰町住まいづくり応援事業 (住宅リフォーム補助) ・ 下水道新規加入の場合 100,000円 (リフォーム支援補助に加算する)		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以内 を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様		
八 峰 町 (旧峰浜村地区)									
五 城 目 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 安全安心(持家)…工事費の5% 上限：10万円 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯(空家購入)…工事費の15% 上限：30万円 安全安心(持家)…工事費の5% 上限：10万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合は 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様		
八 郎 潟 町			1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様		
井 川 町	一世帯当り10万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)		1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様		
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限10万円		1戸につき100万円	60ヶ月元金均等償還	町負担		汲取便所と同様		
羽 後 町	1年目水洗化5万円 2年目水洗化3万円 3年目水洗化2万円	汲取便所と同様	1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様		

5. 水質の規制状況

(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）

対象物質又は項目	下 水 道 法 下水道法施行令	除害施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準		
		第12条第1項 第9条	第12条の2第1項 第9条の4第1項	第12条の2第3項 第9条の5第1項 第9条の5第2項	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380	125
水素イオン濃度	海 域	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
	そ の 他				
生物科学的酸素要求量（BOD）			600	300	
浮遊物質（SS）			600	300	
温 度		45℃以上			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ． 鉱 油 類	5mg/l超		5	
	ロ． 動植物油脂類	30mg/l超		30	
沃 素 消 費 量		220mg/l以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）			1(0.5)		
鉛及びその化合物			0.1		
六価クロム化合物			0.5(0.2)		
砒素及びその化合物			0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル			0.003		
トリクロロエチレン			0.1		
テトラクロロエチレン			0.1		
ジクロロメタン			0.2		
四 塩 化 炭 素			0.02		
1, 2 - ジクロロエタン			0.04		
1, 1 - ジクロロエチレン			1		
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン			0.4		
1, 1, 1 - トリクロロエタン			3		
1, 1, 2 - トリクロロエタン			0.06		
1, 3 - ジクロロプロペン			0.02		
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）			0.06		
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）			0.03		
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）			0.2		
ベンゼン			0.1		
セレン及びその化合物			0.1		
ほう素及びその化合物	海 域		230		
	そ の 他		10		
ふっ素及びその化合物	海 域		15		
	そ の 他		8		
1, 4 - ジオキサン			0.5		
フェノール類			5(0.5)		
銅及びその化合物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/l		

- （ ）は秋田県公害防止条例による上乘せ基準
- 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/l以下
- カドミウムは、平成26年12月1日より基準値改正
（下水道法施行令の一部を改正する政令 平成26年11月19日 政令第364号）
- 1, 4-ジオキサンは、平成24年5月25日より追加
（下水道法施行令の一部を改正する政令 平成24年5月23日 政令第148号）

(2) 放流水に対する規制 (排水基準)

対象物質または項目	法 令	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03	0.05(カドミウム)	0.05(カドミウム)	
シアン化合物		1	0.1(シアン)	0.1(シアン)	0.1(シアン)
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.5	0.2(六価クロム)	0.2(六価クロム)	
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
1, 2 - ジクロロエタン		0.04			
1, 1 - ジクロロエチレン		1			
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4			
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3			
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06			
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海 域	230			
	そ の 他	10			
ふっ素及びその化合物	海 域	15			
	そ の 他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
1, 4 - ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海 域	5.0~9.0			
	そ の 他	5.8~8.6			
生物科学的酸素要求量 (B O D)		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量 (C O D)		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質質量 (S S)		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ . 鉱 油 類	5			
	ロ . 動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3000)個/cm3			

1 () は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度及び大腸菌群数を除きすべてmg/l

3 カドミウムは、平成26年12月1日より基準値改正

(水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 平成26年11月4日 環境省令第30号)

4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

5 1, 4-ジオキサンは、平成24年5月25日より追加

(排水基準を定める省令の一部を改正する省令 平成24年5月23日 環境省令第15号)

(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域(湖沼及び海域を除く。)
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川(添川橋下流)、草生津川、新城川(新城橋下流)、土買川(心像川合流点上流)、丸子川(田茂木橋下流)、横手川(本郷橋下流)、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川(大館市の区域内)、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川(田中橋下流)並びにこれらの河川に流入する公共用水域(第三種水域並びに太平川(松崎橋上流)、猿田川、福部内川(東川橋上流)、窪堰川(杉本橋上流)、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。)第二種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあつては、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に限る。)米代川(檜山川合流点から大湯川合流点まで)及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)及び別所川に限る。)引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)、別所川、小坂川、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に流入する公共用水域(第三種水域並びに大森川(花岡川合流点上流)、下内川(長面橋上流)及び芋川を除く。)
	海域	能代港の港湾区域(米代川本流を除く。)、本荘港の港湾区域(子吉川本流を除く。)及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川(入見内橋上流)、米代川(檜山川合流点下流)、檜山川、引欠川(長内沢川合流点上流)、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあつては、雄物川(秋田大橋下流)に限る。)旧雄物川(港大橋上流)及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。)小坂川及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、古遠部川に限る。)雄物川(秋田大橋下流)及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域(港大橋上流を除く。)及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

- 処理施設の構造の技術上の基準(下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2)

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

* 下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

- 放流水の水質の技術上の基準(下水道法第8条・同法施行令第6条)

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	3,000以下

* 令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

6. 農業集落排水施設

(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、^{イカツテ}湯上市(旧飯田川町)^{イモカワ}妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

？

平成29年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	7	10.6	82.7
H25	0	2	1		10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
累 計	201	201	193	14		

*1 供用地区には、公共下水道接続の13地区を含む。

*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

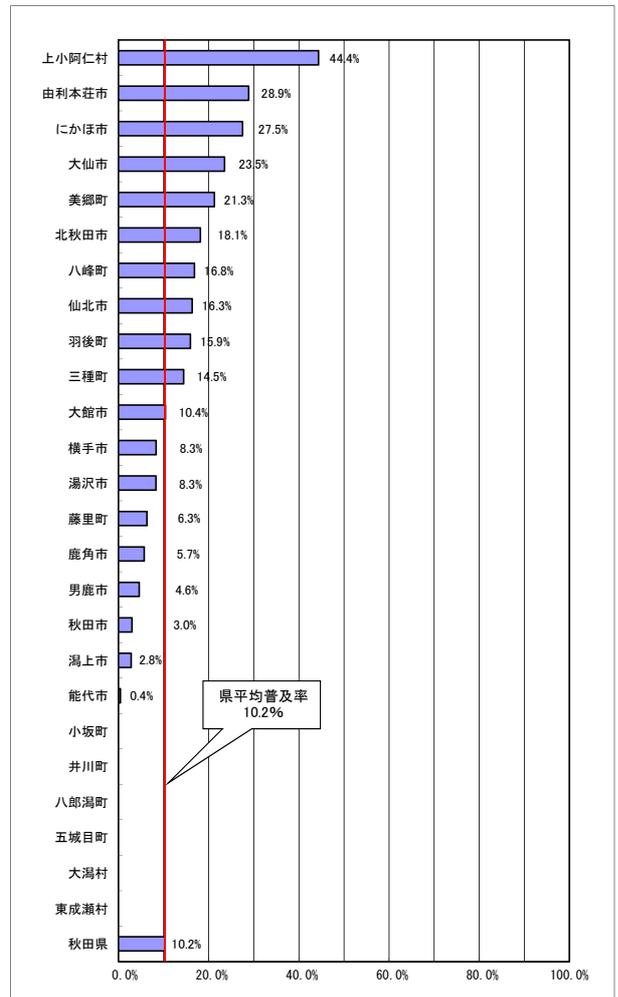
*3 分割採択地区は1地区として計上。

(3) 平成29年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

(平成30年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H29末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,356	1,045	44.4%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	77,907	22,493	28.9%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	24,983	6,873	27.5%	H 1	H 4. 5	
4	大仙市	82,468	19,379	23.5%	H 1	H 4. 6	
5	美郷町	19,838	4,220	21.3%	S58	S61. 11	
6	北秋田市	32,576	5,909	18.1%	S58	S61. 1	
7	八峰町	7,284	1,225	16.8%	H10	H12. 12	
8	仙北市	26,770	4,373	16.3%	S63	H 4. 4	
9	羽後町	15,184	2,421	15.9%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	16,981	2,454	14.5%	S58	S62. 4	
11	大館市	73,001	7,596	10.4%	S62	H 2. 4	
12	横手市	91,022	7,596	8.3%	S58	S63. 4	
13	湯沢市	45,922	3,812	8.3%	H 4	H 6. 11	
14	藤里町	3,345	211	6.3%	H11	H14. 12	
17	鹿角市	31,340	1,790	5.7%	H10	H13. 4	
15	男鹿市	28,133	1,288	4.6%	H 6	H 9. 12	
16	秋田市	310,412	9,294	3.0%	S58	S59. 6	
18	潟上市	33,026	921	2.8%	S59	S64. 1	
19	能代市	53,808	224	0.4%	H 9	H11. 8	
20	小坂町	5,192					
21	井川町	4,844			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
22	八郎潟町	5,963			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
23	五城目町	9,445			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
24	大潟村	3,129					
25	東成瀬村	2,589					
	秋田県計	1,007,518	103,124	10.2%			

普及率グラフ



*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の13地区を除く。
但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H30.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{普及率}(\%) = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

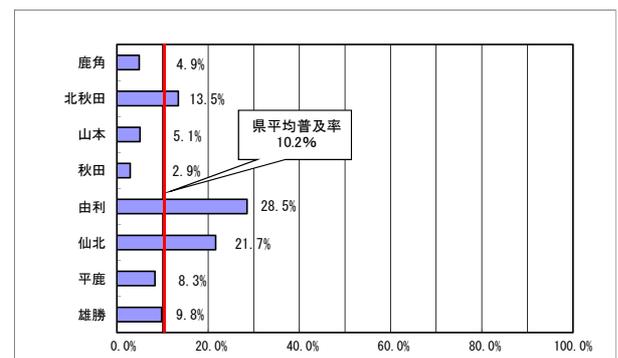
農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目	年度	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末
普及率		10.7%	10.8%	10.6%	10.5%	10.3%	10.4%	10.3%	10.2%

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H29末普及率
鹿角	36,532	1,790	4.9%
北秋田	107,933	14,550	13.5%
山本	81,418	4,114	5.1%
秋田	394,952	11,503	2.9%
由利	102,890	29,366	28.5%
仙北	129,076	27,972	21.7%
平鹿	91,022	7,596	8.3%
雄勝	63,695	6,233	9.8%
県計	1,007,518	103,124	10.2%

地域振興局別 普及率グラフ



*1 公共下水道接続の13地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H30.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

(4) 平成29年度末 農業集落排水施設 整備率

(平成30年3月31日現在)

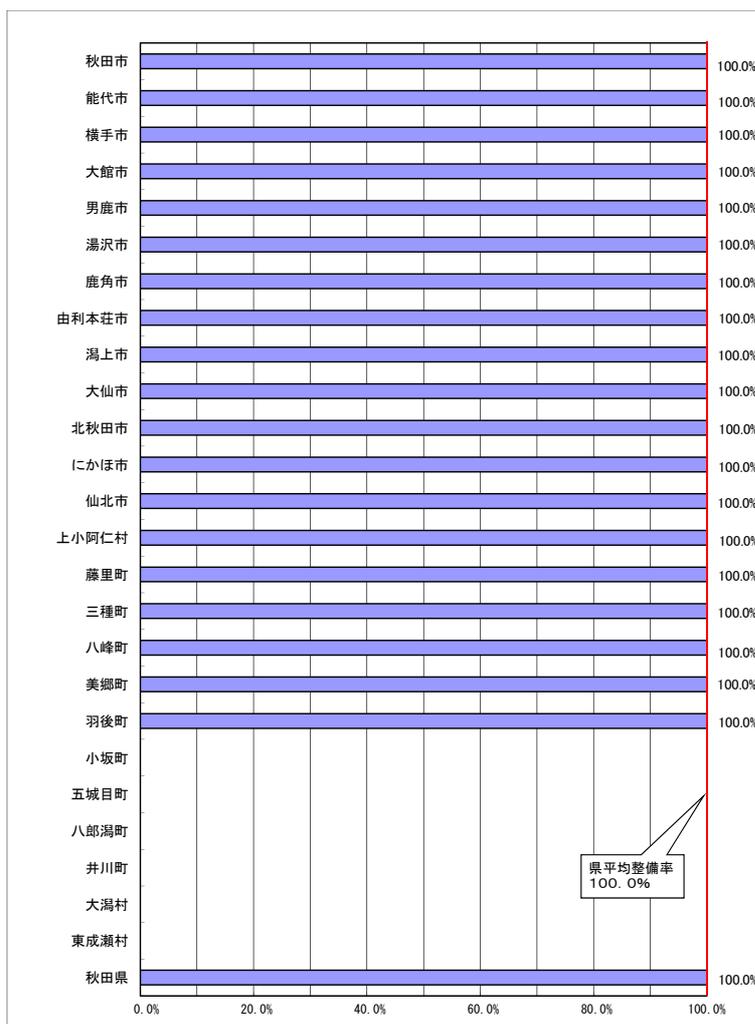
順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	秋田市	9,294	9,294	100.0%
1	能代市	224	224	100.0%
1	横手市	7,596	7,596	100.0%
1	大館市	7,596	7,596	100.0%
1	男鹿市	1,288	1,288	100.0%
1	湯沢市	3,812	3,812	100.0%
1	鹿角市	1,790	1,790	100.0%
1	由利本荘市	22,493	22,493	100.0%
1	潟上市	921	921	100.0%
1	大仙市	19,379	19,379	100.0%
1	北秋田市	5,909	5,909	100.0%
1	にかほ市	6,873	6,873	100.0%
1	仙北市	4,373	4,373	100.0%
1	上小阿仁村	1,045	1,045	100.0%
1	藤里町	211	211	100.0%
1	三種町	2,454	2,454	100.0%
1	八峰町	1,225	1,225	100.0%
1	美郷町	4,220	4,220	100.0%
1	羽後町	2,421	2,421	100.0%
	小坂町			
	五城目町			
	八郎潟町			
	井川町			
	大潟村			
	東成瀬村			
	秋 田 県 計	103,124	103,124	100.0%

*1 公共下水道接続の13地区を除く。

*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、H30.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

整備率グラフ



農業集落排水施設 整備率推移

項目	年度	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末
整備率		85.7%	86.7%	88.5%	90.8%	91.1%	96.5%	100.0%	100.0%

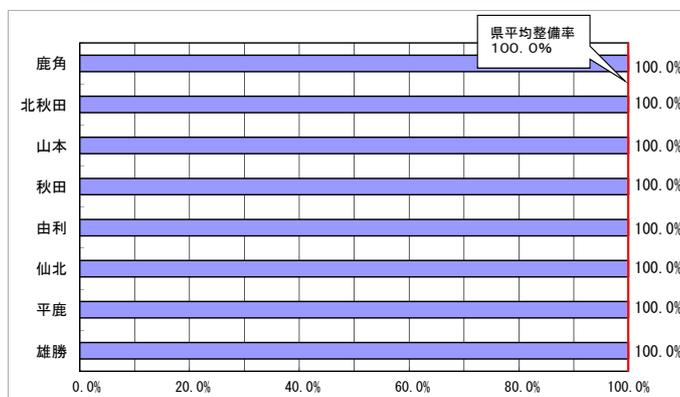
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	H29末整備率
鹿 角	1,790	1,790	100.0%
北 秋 田	14,550	14,550	100.0%
山 本	4,114	4,114	100.0%
秋 田	11,503	11,503	100.0%
由 利	29,366	29,366	100.0%
仙 北	27,972	27,972	100.0%
平 鹿	7,596	7,596	100.0%
雄 勝	6,233	6,233	100.0%
県 計	103,124	103,124	100.0%

*1 公共下水道接続の13地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、H30.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 整備率グラフ



(5) 平成29年度末 農業集落排水施設 接続率

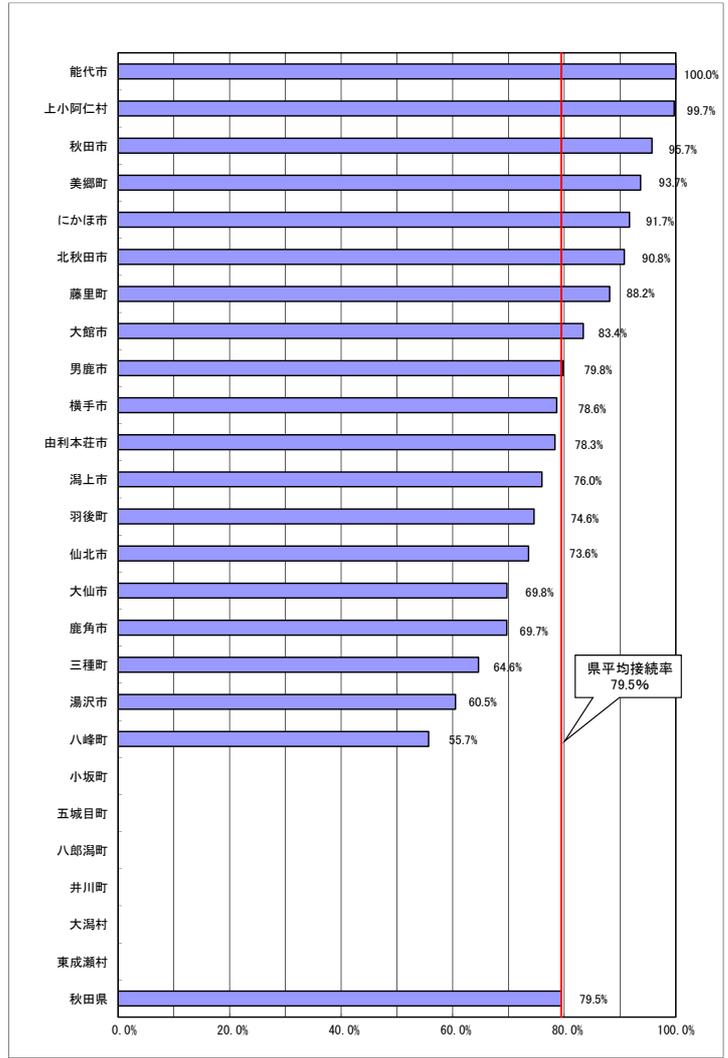
(平成30年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	53,808	224	224	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,356	1,045	1,042	99.7%	H 2	H 4. 7
3	秋田市	310,412	9,294	8,898	95.7%	S58	S59. 6
4	美郷町	19,838	4,220	3,953	93.7%	S58	S61.11
5	にかほ市	24,983	6,873	6,303	91.7%	H 1	H 4. 5
6	北秋田市	32,576	5,909	5,363	90.8%	S58	S61. 1
7	藤里町	3,345	211	186	88.2%	H11	H14.12
8	大館市	73,001	7,596	6,337	83.4%	S62	H 2. 4
9	男鹿市	28,133	1,288	1,028	79.8%	H 6	H 9.12
10	横手市	91,022	7,596	5,974	78.6%	S58	S63. 4
11	由利本荘市	77,907	22,493	17,620	78.3%	S57	S59. 6
12	潟上市	33,026	921	700	76.0%	S59	S64. 1
13	羽後町	15,184	2,421	1,806	74.6%	H 6	H 9. 8
14	仙北市	26,770	4,373	3,219	73.6%	S63	H 4. 4
15	大仙市	82,468	19,379	13,517	69.8%	H 1	H 4. 6
16	鹿角市	31,340	1,790	1,248	69.7%	H10	H13. 4
17	三種町	16,981	2,454	1,586	64.6%	S58	S62. 4
18	湯沢市	45,922	3,812	2,306	60.5%	H 4	H 6.11
19	八峰町	7,284	1,225	682	55.7%	H10	H12.12
	小坂町	5,192					
	五城目町	9,445					
	八郎潟町	5,963					
	井川町	4,844					
	大潟村	3,129					
	東成瀬村	2,589					
	秋田県計	1,007,518	103,124	81,992	79.5%		

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の13地区を除く。但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。
 *2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H30.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。
 *3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

接続率グラフ



農業集落排水施設 接続率推移

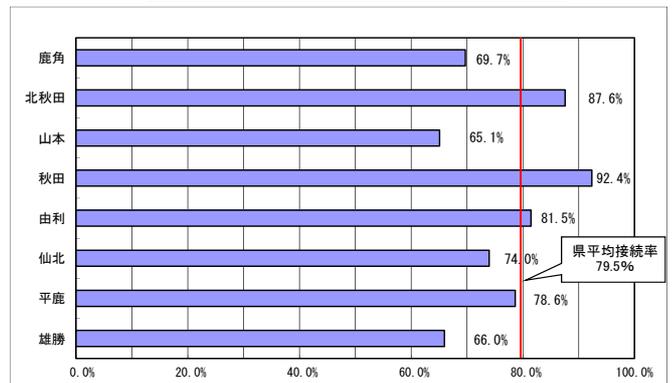
年度	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末
接続率	73.4%	75.1%	73.9%	76.6%	77.6%	77.6%	78.7%	79.5%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	H29末接続率
鹿角	36,532	1,790	1,248	69.7%
北秋田	107,933	14,550	12,742	87.6%
山本	81,418	4,114	2,678	65.1%
秋田	394,952	11,503	10,626	92.4%
由利	102,890	29,366	23,923	81.5%
仙北	129,076	27,972	20,689	74.0%
平鹿	91,022	7,596	5,974	78.6%
雄勝	63,695	6,233	4,112	66.0%
県計	1,007,518	103,124	81,992	79.5%

*1 公共下水道接続の13地区を除く。
 *2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H30.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 接続率グラフ



(6) 農業集落排水施設 使用料

平成30年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系		基本 水量 (m ³ /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)	
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線					
鹿角市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	(基本料1世帯当たり1,990円) + (人員割料世帯人員1人当たり560円)	(m ³)	-	1,990	税抜き	3,963
※大館市	0 10 20 50 100	1,512 162.0 172.8 205.2 226.8	(m ³)	10	1,512	税込み	3,132
北秋田市	旧鷹巣町地区 旧森吉町地区 旧合川町地区	(基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)	(m ³)	-	1,575	税込み	2,835
	旧阿仁町地区	0 10 20 30 40 50 100	(円)	10	1,365	税込み	2,835
※上小阿仁村	0 10 20 30 40 50 100	(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)	(m ³)	-	1,715	税抜き	3,705
能代市	0 10 20 30 40 50 100	(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)	(m ³)	-	1,830	税抜き	3,499
※藤里町	0 10 20 30 40 50 100	1,296 129	(m ³)	10	1,296	税込み	2,592
※八峰町	0 10 20 30 40 50 100	1,620 162	(m ³)	10	1,620	税込み	3,240
※三種町	0 10 20 30 40 50 100 500 1,000	1,512 151.2 140.4 129.6 118.8	(m ³)	10	1,512	税込み	3,024
※秋田市	0 10 20 30 40 50 100 500 1,000	1,020 181 226 249 305 352 427	(m ³)	10	1,020	税抜き	3,056
※男鹿市	0 10 20 30 40 50 100	1,620 162.0 172.8 205.2 226.8	(m ³)	10	1,620	税込み	3,240
※潟上市 (旧昭和町地区)	0 10 20 30 40 50 100	1,296 172 194 205 237	(m ³)	10	1,296	税込み	3,016
※由利本荘市	0 10 20 30 40 50 100	123 154 174 195 216	(m ³)	-	514	税込み	3,284
にかほ市	0 10 20 30 40 50 100	1,100 110	(m ³)	10	1,100	税抜き	2,376
大仙市	※従量制	0 10 20 30 40 50 100	(m ³)	10	1,510	税込み	3,160
	定額制 (旧大曲市)	(基本使用料1戸当たり 2,470円) + (人員割料世帯人員1人につき 535円)	(m ³)	-	2,410	税込み	4,075
	※定額制 (旧大曲市を除く)	(基本使用料1戸当たり 1,510円) + (人員割料世帯人員1人につき 535円)	(m ³)	-	1,510	税込み	3,115
※仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	756 108 140.4 151.2 162 172.8 183.6 194.4	(m ³)	5	756	税込み	2,700
美郷町	0 5 10 20 30 40 50 100	540 140	(m ⁴)	5	540	税込み	2,640
※横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	700 140 149 158 167 176 185 194	(m ³)	5	700	税抜き	3,121
湯沢市	0 6 20 50 100	1,268 167 177 188 198	(m ³)	6	1,268	税込み	3,606
羽後町	0 10 20 30 40 50 100	(基本料1世帯当たり1,400円) + (人員割料世帯人員1人当たり535円)	(m ³)	-	1,400	税込み	3,005

※ 公共下水道使用料と同じ

(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

平成30年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所		し尿浄化槽			
			貸付金	償還方法	貸付利率	貸付金	償還方法	貸付利率
※鹿角市	住宅リフォーム補助 工事費の20%(上限10万円※多子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円)		1世帯当り80万円 3個以上の場合は1個30万円 (限度額150万円)	50ヶ月均等償還	市負担			汲取便所と同様
大館市	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 : 対象工事費の上限20% 上限50万円			(貸付制度なし)				(貸付制度なし)
北秋田市	住宅リフォーム緊急支援事業(50万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担			汲取便所と同様
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利率の1%を村が負担			(貸付制度なし)
能代市	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・浄化槽への接続工事) ・対象工事費30万円~200万円未満 対象工事費の10%未満 ・対象工事費200万円以上 一律20万円(上限)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (3年以内)			汲取便所と同様
※藤里町	・加入奨励金:3~7万円 ・積立奨励金:1~3万円 ・資金対策助成金:1~4万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)			(貸付制度なし)				(貸付制度なし)
三種町	住宅リフォーム助成事業(工事費用20万円以上対象) ・工事費用20万円以上50万円未満 対象工事費用の15%		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から 1個40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担			汲取便所と同様
八峰町	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・農集・漁集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 : 一律10万円		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は 100万円以内	50ヶ月以内均等償還	町負担			汲取便所と同様
秋田市	・1戸当り2万円 ・住宅リフォーム補助5万円(ただし、工事費50万円以上)	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家等については1戸60万円以内、最高 5戸まで300万円限度	70ヶ月均等償還	市負担	1戸当り30万円以内 貸家等については1 戸25万円以内、 最高5戸まで125 万円限度	30ヶ月均等償還	市負担
男鹿市				(貸付制度なし)				(貸付制度なし)
※潟上市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10%(限度額20万円)		1戸当り70万円以内 貸家等については1戸25万円以内 (限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担			汲取便所と同様
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の10%(15%)補助、上限10万円(20万円) 条件:工事費総額が50万円以上であること。			(貸付制度なし)				(貸付制度なし)
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円			(貸付制度なし)				(貸付制度なし)
※大仙市	・新規の接続に対して、完了検査後6ヶ月間、下水道使用料を免除 ・住宅リフォーム支援事業 工事費の10%補助(上限20万円)		供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年超 1世帯当り60万円	60ヶ月均等償還	市負担			汲取便所と同様
※仙北市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内、元金均等償還	市負担			汲取便所と同様
美郷町	下水道又は農業集落排水処理区域内で新規に接続する場合で、下水道 接続工事費の1/3以内(補助限度額10万円)を助成 (水洗便所改造資金融資貸付制度利用者、税滞納者は対象外)		水洗便所改造資金融資貸付制度 (上限100万円)	60ヶ月元金均等償還	供用開始3年以内 -全額町負担 供用開始3年経過 -1/2町負担			汲取便所と同様
※横手市			供用開始後3年以内 1世帯当り120万円 供用開始後3年超 1世帯当り80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担			汲取便所と同様
※湯沢市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 (限度額200万円) 供用開始後37年まで	72ヶ月以内元金均等償還	市負担			汲取便所と同様
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額40万円(条件:65歳以上の みの世帯、分担金減免基準該当、個人負担5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額30万円(条件:1又は2 級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額30万円(条件:排水設備工事を含む 住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担			汲取便所と同様
		浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し 農集排施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単 独浄化槽を所有 10万円						

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区（地区）一覧表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	321	H10	H13	H14.1	
		門前	108	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	3処理区	429				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	1,092	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	277	H2	H7	H8.4	
	(市計)	2処理区	1,369				
八峰町	八森町	岩館	721	H11	H20	H18.3	
[漁集施設 計]		6処理区	2,519				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	49	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	107	H12	H15	H15.3	
		相内潟	17	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	124				
[林集施設 計]		3処理区	173				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	34	H5	H5	H6.4	
		下黒川	46	H11	H11	H12.4	
		六呂田	48	H12	H12	H13.4	
		泉田	21	H12	H12	H13.4	
		福俣	36	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	185				
仙北市	西木村	潟尻	17	H11	H12	H13.3	
[簡易排水施設 計]		6処理区	202				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	20	H6	H6	H7.4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	40	H14	H14	H15.4	
	由利町	二夕子	26	H8	H8	H9.6	
		田代	30	H8	H8	H9.6	
	(市計)	3処理区	96				
にかほ市	仁賀保町	水沢	34	H7	H7	H8.5	
		上坂	46	H8	H8	H9.5	
		下坂	26	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	106				
[小規模排水施設 計]		7処理区	222				
漁集・林集・簡易・小規模排水処理施設 合計		22処理区	3,116				(公共下水道接続地区を除く。)

*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

*2 計画人口は、H30.3.31時点の計画処理人口である。

*3 公共下水道接続地区は地区名を()書きで表記。

(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(平成30年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	69	69	100.0%	69	100.0%	2	2	2
男鹿市	429	429	100.0%	389	90.7%	3	3	3
由利本荘市	1,650	1,650	100.0%	1,451	87.9%	10	10	10
にかほ市	106	106	100.0%	95	89.6%	3	3	3
仙北市	141	141	100.0%	89	63.1%	3	3	3
八峰町	721	721	100.0%	472	65.5%	1	1	1
計	3,116	3,116	100.0%	2,565	82.3%	22	22	22

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考 事業区分別 整備率・接続率)

(平成30年3月31日現在)

市町村名	漁集集落排水					林集集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						49	49	100	48	98						20	20	100	20	100
男鹿市	429	429	100	389	90.7															
由利本荘市	1,369	1,369	100	1,213	88.6						185	185	100	153	82.7	96	96	100	85	88.5
にかほ市																106	106	100	95	89.6
仙北市						124	124	100	73	58.9	17	17	100	16	94.1					
八峰町	721	721	100	472	65.5															
県 合計	2,519	2,519	100	2,074	82.3	173	173	100	121	69.9	202	202	100	169	83.7	222	222	100	200	90.1

8. 合併処理浄化槽整備事業

(1) 合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

平成29年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 ・ 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生汚水 処理施設整備 推進交付金	設置 基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型													
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～				
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～				
1	秋田市	個人設置型	○		2	2													
2	能代市	市町村設置型	○		44	28	16												
		個人設置型	○		40	35	5												
3	横手市	個人設置型	○		154	73	77		4										
4	大館市	個人設置型	○		46	36	10												
5	男鹿市	個人設置型	○		11	7	4												
6	湯沢市	個人設置型	○		57	27	29		1										
7	鹿角市	個人設置型	○		38	18	19		1										
8	由利本荘市	個人設置型		○	47	40	7												
9	潟上市	個人設置型	○		7	6	1												
10	大仙市	個人設置型	○		105	50	54		1										
11	北秋田市	個人設置型	○		30	18	11		1										
12	にかほ市																		
13	仙北市	個人設置型	○		49	21	27		1										
14	小坂町	個人設置型	○		5	5													
15	上小阿仁村	個人設置型	○		1	1													
16	藤里町																		
17	三種町	個人設置型	○		10	7	3												
18	八峰町																		
19	五城目町	個人設置型	○		3	3													
20	八郎潟町																		
21	井川町																		
22	大潟村																		
23	美郷町	個人設置型	○		35	18	15		2										
24	羽後町	個人設置型	○		24	8	16												
25	東成瀬村	市町村設置型	○		8	7	1												
計		市町村設置型	2市村(1市1村)		52	35	17												
		個人設置型	18市町村(12市5町1村)		664	375	278		11										
合計			19市町村(12市5町2村)		716	410	295		11										

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
個人設置型	実施市町村	18	18	17	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20
	設置基数	1,221	1,135	1,028	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664
市町村設置型	実施市町村	10	11	12	11	11	9	8	5	4	4	3	4	3
	設置基数	733	618	577	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52
浄化槽 整備事業計	設置基数	1,954	1,753	1,605	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	716

* 市町村合併 H17末 25市町村

* 繰越は、事業実施年度に計上

(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

・第7条検査

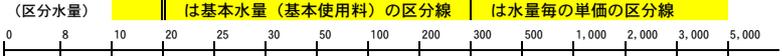
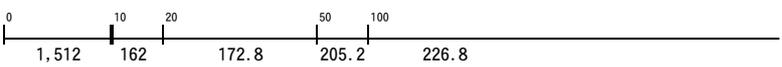
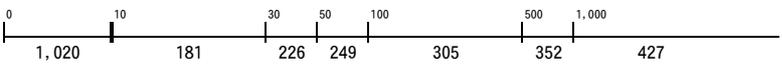
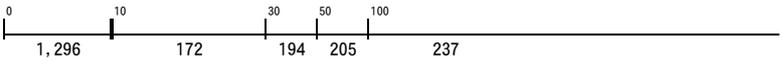
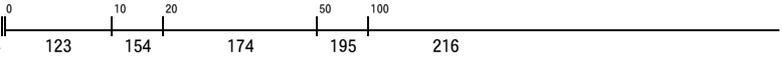
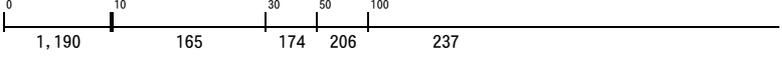
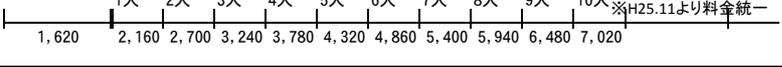
都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,485	1,485	1,438	1,438	96.8%	96.8%
青森県	1,744	1,744	1,530	1,530	87.7%	87.7%
岩手県	2,154	2,154	2,224	2,224	100.0%	100.0%
宮城県	3,002	3,002	2,875	2,875	95.8%	95.8%
秋田県	1,136	1,136	1,284	1,284	100.0%	100.0%
山形県	872	872	826	826	94.8%	94.8%
福島県	5,413	5,413	4,865	4,865	89.9%	89.9%
茨城県	4,724	4,724	4,358	4,358	92.3%	92.3%
栃木県	2,714	2,714	2,714	2,714	100.0%	100.0%
群馬県	5,200	5,200	4,697	4,697	90.3%	90.3%
埼玉県	7,245	7,245	6,051	6,051	83.5%	83.5%
千葉県	6,791	6,791	5,578	5,578	82.1%	82.1%
東京都	207	207	185	185	89.2%	89.2%
神奈川県	1,186	1,186	836	836	70.5%	70.5%
新潟県	1,694	1,694	1,538	1,538	90.8%	90.8%
富山県	272	272	272	272	100.0%	100.0%
石川県	637	637	637	637	100.0%	100.0%
福井県	442	442	442	442	100.0%	100.0%
山梨県	1,426	1,426	1,366	1,366	95.8%	95.8%
長野県	1,343	1,343	1,249	1,249	93.0%	93.0%
岐阜県	2,011	2,011	2,009	2,009	99.9%	99.9%
静岡県	7,281	7,281	5,904	5,904	81.1%	81.1%
愛知県	8,247	8,247	8,240	8,240	99.9%	99.9%
三重県	3,459	3,459	3,507	3,506	100.0%	100.0%
滋賀県	199	199	199	199	100.0%	100.0%
京都府	399	399	507	507	100.0%	100.0%
大阪府	927	927	927	927	100.0%	100.0%
兵庫県	796	796	793	789	99.7%	99.2%
奈良県	1,006	1,006	1,006	1,006	100.0%	100.0%
和歌山県	3,241	3,241	3,535	3,512	100.0%	100.0%
鳥取県	297	297	239	239	80.4%	80.4%
島根県	1,123	1,123	1,201	1,201	100.0%	100.0%
岡山県	2,873	2,873	2,873	2,873	100.0%	100.0%
広島県	3,060	3,060	3,046	3,046	99.5%	99.5%
山口県	1,883	1,883	1,618	1,618	85.9%	85.9%
徳島県	2,722	2,688	2,722	2,688	100.0%	100.0%
香川県	3,059	3,059	3,059	3,059	100.0%	100.0%
愛媛県	2,373	2,373	2,247	2,246	94.7%	94.7%
高知県	1,801	1,801	1,553	1,553	86.3%	86.3%
福岡県	3,797	3,797	3,797	3,797	100.0%	100.0%
佐賀県	1,299	1,299	1,299	1,299	100.0%	100.0%
長崎県	1,960	1,960	1,945	1,945	99.3%	99.3%
熊本県	2,501	2,501	2,323	2,323	92.9%	92.9%
大分県	3,032	3,032	3,032	3,032	100.0%	100.0%
宮崎県	2,525	2,525	2,475	2,475	98.0%	98.0%
鹿児島県	6,913	6,913	6,904	6,904	99.9%	99.9%
沖縄県	993	993	993	993	100.0%	100.0%
合計	119,464	119,430	112,918	112,855	94.5%	94.5%

・第11条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	62,131	45,375	52,388	42,002	84.3%	92.6%
青森県	106,200	37,665	50,255	30,429	47.3%	80.8%
岩手県	53,727	48,686	46,430	42,911	86.4%	88.1%
宮城県	67,610	43,429	60,376	42,403	89.3%	97.6%
秋田県	63,632	35,216	42,579	31,616	66.9%	89.8%
山形県	73,513	31,102	52,064	27,389	70.8%	88.1%
福島県	256,820	101,370	71,007	64,635	27.6%	63.8%
茨城県	233,988	139,494	88,979	72,099	38.0%	51.7%
栃木県	147,676	97,273	96,082	63,059	65.1%	64.8%
群馬県	301,875	118,000	219,420	93,829	72.7%	79.5%
埼玉県	486,927	214,123	68,056	59,106	14.0%	27.6%
千葉県	563,250	232,817	44,339	37,975	7.9%	16.3%
東京都	25,747	9,130	3,949	3,289	15.3%	36.0%
神奈川県	163,370	39,944	22,559	12,258	13.8%	30.7%
新潟県	189,403	50,719	133,537	41,184	70.5%	81.2%
富山県	46,648	13,077	14,643	9,118	31.4%	69.7%
石川県	53,475	21,722	21,955	13,581	41.1%	62.5%
福井県	50,550	17,500	16,272	10,236	32.2%	58.5%
山梨県	117,594	42,179	15,567	13,133	13.2%	31.1%
長野県	81,401	67,846	34,957	32,098	42.9%	47.3%
岐阜県	162,796	70,733	157,245	69,880	96.6%	98.8%
静岡県	489,992	158,494	80,814	73,373	16.5%	46.3%
愛知県	540,330	190,963	107,890	93,925	20.0%	49.2%
三重県	218,912	112,944	73,143	52,918	33.4%	46.9%
滋賀県	33,512	19,578	13,560	9,790	40.5%	50.0%
京都府	38,083	23,413	18,086	14,817	47.5%	63.3%
大阪府	144,257	47,340	13,281	10,223	9.2%	21.6%
兵庫県	85,910	43,859	52,113	35,230	60.7%	80.3%
奈良県	101,468	30,094	17,869	13,955	17.6%	46.4%
和歌山県	192,109	90,279	60,501	49,401	31.5%	54.7%
鳥取県	27,172	11,565	14,072	8,049	51.8%	69.6%
島根県	68,083	33,058	48,645	30,042	71.4%	90.9%
岡山県	166,753	102,130	151,370	96,959	90.8%	94.9%
広島県	164,417	88,524	110,741	68,103	67.4%	76.9%
山口県	113,066	60,789	58,152	36,391	51.4%	59.9%
徳島県	146,339	54,856	83,758	36,616	57.2%	66.7%
香川県	150,030	71,750	73,996	43,493	49.3%	60.6%
愛媛県	164,576	75,109	58,515	55,704	35.6%	74.2%
高知県	89,748	50,856	52,954	38,020	59.0%	74.8%
福岡県	171,844	124,494	116,137	98,357	67.6%	79.0%
佐賀県	52,894	34,355	42,044	30,786	79.5%	89.6%
長崎県	68,788	54,217	60,560	49,198	88.0%	90.7%
熊本県	135,005	77,080	82,689	57,758	61.2%	74.9%
大分県	143,064	70,728	60,486	52,531	42.3%	74.3%
宮崎県	134,212	66,923	72,298	44,890	53.9%	67.1%
鹿児島県	251,730	161,288	92,221	57,837	36.6%	35.9%
沖縄県	77,650	24,777	5,648	4,923	7.3%	19.9%
合計	7,278,277	3,356,863	2,934,202	1,975,519	40.3%	58.9%

(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

平成30年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量)  は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線	基本 水量 (m ³ /月)	基 本 使 用 料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)	設置 基数 (国庫補助)
大 館 市 (住 家 : 人 数 制)	(1人6m ³ で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,512円。)	(m ³) -	1,512	税込み	2,808	314
大 館 市 (非 住 家 : 従 量 制) ※公共下水道使用料と同じ		(m ³) 10	1,512	税込み	3,132	
北 秋 田 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料：5人槽 2,915円)	(m ³) -	2,915	税込み	2,915	233
北 秋 田 市 (事 業 所 等)	(月額使用料：5人槽 3,345円)	(m ³) -	3,345	税込み	3,345	
能 代 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料：5人槽 2,600円)	(m ³) -	2,600	税抜き	2,808	1,676
能 代 市 (事 業 所 等)	(月額使用料：5人槽 3,800円)	(m ³) -	3,800	税抜き	4,104	
藤 里 町	(月額使用料：5人槽 2,613円)	(m ³) -	2,613	税込み	2,613	141
八 峰 町	(月額使用料：5人槽 3,080円)	(m ³) -	3,080	税込み	3,080	20
秋 田 市 ※公共下水道使用料と同じ		(m ³) 10	1,020	税抜き	3,056	186
湯 上 市 ※公共下水道使用料と同じ		(m ³) 10	1,296	税込み	3,016	74
由 利 本 荘 市 ※公共下水道使用料と同じ		(m ³) 0	514	税込み	3,284	134
大 仙 市 (旧西仙北町・旧協和町地区)		(m ³) 10	1,190	税込み	2,840	380
仙 北 市		(円) -	1,620	税込み	3,240	774
横 手 市	(月額使用料：5人槽 5,400円)	(m ³) -	5,400	税込み	5,400	509
湯 沢 市 (旧 稲 川 町 地 区)	(月額使用料：5人槽 3,360円)	(m ³) -	3,360	税込み	3,360	1,526
湯 沢 市 (旧 皆 瀬 村 町 地 区)	(月額使用料：5人槽 3,360円)	(m ³) -	3,360	税込み	3,360	
東 成 瀬 村	(月額使用料：5人槽 2,200円)	(m ³) -	2,200	税抜き	2,370	612

(4) 合併処理浄化槽 補助金制度

平成30年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿角市		5人槽 351,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
小坂町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
大館市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
北秋田市		5人槽 469,000円 6～7人槽 588,000円 8～10人槽 784,000円	・専用住宅
上小阿仁村		5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円	・専用住宅
能代市		5人槽 442,000円 6～7人槽 561,000円 8～10人槽 738,000円	・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤里町	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三種町		5人槽 610,000円 6～7人槽 700,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八峰町		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
男鹿市		5人槽 352,000円(550,000円) 6～7人槽 441,000円(549,000円) 8～10人槽 588,000円(615,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅
潟上市		5人槽 352,000円(550,000円) 6～7人槽 441,000円(549,000円) 8～10人槽 588,000円(615,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅及び店舗等併用住宅
五城目町		5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎潟町		5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円	・高度処理浄化槽のみ対象 ・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち90,000円を超えない範囲の額を加算する
井川町		5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 560,000円 6～7人槽 701,000円 8～10人槽 949,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
にかほ市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額	・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大仙市	5人槽 470,000円(352,000円) 6～7人槽 588,000円(441,000円) 8～10人槽 784,000円(588,000円) ※()市内以外の業者が施工する場合		・専用住宅
仙北市		5人槽 402,000円 6～7人槽 491,000円 8～10人槽 638,000円	・専用住宅
美郷町		5人槽 475,000円 6～7人槽 554,000円 8～10人槽 703,000円	・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横手市	5人槽 452,000円 6～7人槽 541,000円 8～10人槽 688,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
湯沢市		5人槽 484,000円 6～7人槽 606,000円 8～10人槽 814,000円	・専用住宅
羽後町		5人槽 352,000円(652,000円) 6～7人槽 441,000円(741,000円) 8～10人槽 588,000円(888,000円) ※()身体障害者世帯及び高齢者世帯	・専用住宅

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。

※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。

※3.高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。

※4.12市町村で独自の高上げ補助を行っている。

のんびりできろ？



「あきたの下水道」 ～資料編～

平成30年9月

編集・発行 秋田県建設部下水道課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

TEL 018(860) 2461 (調整・環境整備班)
2462 (流域下水道班)

FAX 018(860) 3813

E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp